

# 中間報告案に対するパブリック・コメント 募集結果と研究会としての対応等について

# パブリックコメントの募集結果について（総括）

## 1. 意見提出者

属性	提出数	提出者
地方公共団体	7	新潟県、愛知県、兵庫県、松山市(愛媛)、本巢市(岐阜)、山北町(神奈川)、阿新広域事務組合(岡山)
事業者	11	イーアクセス、KDDI、高知放送、シーテック、シスコシステムズ、JSAT、ソフトバンクBB、ソネット、東北電力、(株)電算、長野県協同電算
団体(大学含む)	4	テレコムサービス協会、東北経済連合会、NPO法人凧ネット、松山大学
個人	7	
計	29	

## 2. 主な意見提出項目

地方公共団体の役割・位置づけの明確化

ブロードバンドの位置づけ(ユニバーサルサービスとの関係)

ブロードバンドの整備目標のあり方(FTTHを最終目的とする目標設定に対する評価)

国の支援策のあり方(現行基盤法の支援策に対する評価)

光ファイバ網の開放政策(地方公共団体設置、事業者設置)

テレビ(地上デジタル放送)難視聴対策(ブロードバンドの活用との関係) 等

# 中間報告書（案）に係る意見招請結果及び研究会の考え方

別添3

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
「はじめに」について及び全体を通じたご意見								
1				岡上 圭作		ブロードバンドサービス普及状況の集計は市町村別ではなく、NTTの居舎ごと等、もっと詳細に集計してほしい。	市町村ごとにブロードバンドが使用できるかどうかの集計になっていますが、この調査結果は1市町村の中で1世帯でもブロードバンド環境が使用できれば整備されていることになってしまっています。 実際には、同じ市町村内でもブロードバンドが使用できるエリアと使用できないエリアがあり、市町村内にも格差が存在します。例えば、私の住んでいる中辺路町には電話局が2局舎ありますが、一方ではADSLサービスが提供されていますが、もう一方では提供されていません。 しかし、こういう状況でも中辺路町はブロードバンド環境が整備済みということになってしまいます。しかし、実際は町民の半分の人たちがブロードバンドを利用できない状態なのです。 ブロードバンドを使用できる世帯/使用できない世帯を確実に把握するため、市町村ごとの集計ではなく、NTT局舎がカバーするエリアごとの集計にしたほうがいいのではないのでしょうか。	同一市町村域内のデジタル・デバイドの存在については、19ページに記述しているところ。なお、DSLサービスに係る収容局の集計データについては、第1回研究会事務局資料参照（総務省HPに掲載）。
2				岡上 圭作		民間の会社がブロードサービスをおこなう予定が全くない地域で整備をおこなうには、国の直轄事業で整備するか、ブロードバンドサービスをアナログ電話のようにユニバーサルサービスとする必要があるのではないか。	私の住んでいる地域はブロードバンドはおろか、フレッツISDN(定額通信)さえ使用できません。離島というわけでもありません。本州の一部です。和歌山県の通信状況は非常にひどいもので、フレッツISDNさえ使用できない地域がたくさんあります。フレッツISDNが使用できない地域は全国の中でも広島県の一部と和歌山県だけです。 NTT西日本や県に問い合わせましたが、今後整備の見込みは全くないと言われました。NTTは民間企業ですので、儲からないところには回線を整備してくれません。 和歌山県にはブロードバンド整備事業というものがあり、ADSLを導入する際に局舎設備費用として県が1/3、市町村が1/3を補助してくれる制度があります。事業者は残りの1/3を出すだけでいいのです。 しかし、たとえこういう補助金制度があっても、儲からない地域には整備してくれません。総事業費の2/3を補助してくれても整備したくないということなのです。 NTTの方に聞いた話ですが、たとえ導入費用を全額補助してくれたとしても、機器の保守費用がかかるので導入したくないということでした。これではいくら補助金を出して整備してもらおうと思っても無理な話です。 補助金制度でブロードバンド環境を整備させようとするのは限界があるのではないのでしょうか。 補助金を出しても民間企業が回線を整備しながらない地域には、国が直轄事業で整備するか、通信事業者にインターネット接続サービスをユニバーサルサービスとして科すようにするしか、方法はないように思います。	ブロードバンドがユニバーサル・サービスとしては現時点では位置づけられていない中、その整備は民間主導が原則であるが、自由な民間事業者間の競争のみまかせたのではデジタル・デバイス解消の加速化が困難なことから、国・地方公共団体・事業者の連携が重要である旨指摘している。地域のブロードバンド基盤の整備に関する民と官の役割の在り方、及びその推進方策等については、最終報告に向けて検討する予定である。

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
3				岡上 圭作		テレビ難視聴地域への対策も同時に進めてほしい	私の住んでいる地域はテレビの難視聴地域で共同受信アンテナを山の頂上を立ててテレビを受信しています。 しかし、2011年に現行のアナログテレビ放送が中止され、デジタルテレビに移行されることになっています。 このままにも対策せず放っておくと、テレビ放送が見れなくなってしまいうわけですが、ブロードバンドの整備と同時にテレビ放送の受信もできるような対策も考えてくれないでしょうか。 ブロードバンド回線として光ファイバーを引くというのであれば、それにテレビ放送も流せるようにすれば難視聴の問題も一気に解決できます。 民間がブロードバンド回線を整備する場合でも、ブロードバンド回線だけなら契約世帯が少ないので儲からないかもしれませんが、テレビ受信ができるのであれば、ほぼ全世帯の契約が見込め、採算も採れるようになるのではないのでしょうか。	本中間報告は、通信基盤としてのブロードバンドとの切り口から検討したものであるが、15ページにも、「放送難視聴地域の場合、インフラとしての光ファイバ網に対しては、地上デジタル放送導入後の難視聴対策にも利用できるものと期待されている。」と言及しているところ。 なお、具体的には、どのような形で検討していくかも含め、別の場での議論に委ねられるものであり、具体的な進め方については今後の課題と認識。
4				岡上 圭作		将来的にはブロードバンドサービスの導入が望ましいが、今現在、定額接続サービス(フレッツISDN等)の選択肢が1つもない地域については、ブロードバンドでなくともよいので、定額接続サービスをいち早く導入してほしい	私の住んでいる地域では、インターネットの定額接続サービスが1つも利用できません。NTTのフレッツISDNもサービスされておらず、将来も導入予定はないそうです。 NTTにはテレホーダイという夜11時から朝8時まで限定の定額接続サービスがありますが、フレッツISDNも提供されていない地域限定でいいですから、テレホーダイを24時間化してもらえるようにはできないでしょうか。普通のテレホーダイよりは料金が高くなってもいいです。 ADSLやフレッツISDNは新たな設備を局に導入しないとダメだし、費用もかかりますが、テレホーダイの24時間化ならば、新たな設備の導入は必要ないと思われます。 将来、ブロードバンドサービスが利用可能になるとしても、それはいつの日になるかわかりません。10年後かもしれません。 ブロードバンドサービスが導入されるまでの間、なんらかの救済措置をしてほしいです。	今回の報告書はブロードバンドについて検討したものでありブロードバンドの常時接続について検討していないが、ブロードバンド・ゼロ地域においては、早急にデジタル・ディバイドを解消するため、その地域にとってより簡易・迅速に整備することが可能なFTTH以外のメディアをまず緊急に導入することも重要な選択肢であると考えられる。
5				匿名希望		補助金の申請が各自治体からあがってくると思いますが、これらを査定される際に「リアルな通信インフラの現状」を別途調査頂いた上で、交付を決定して頂くような仕組みが必要であると考えます。	私の自宅もまだブロードバンド回線が敷設されておらず、ブロードバンドの普及には自治体の支援が必要であると考えます。 しかしながら、地方の自治体では単独で地域の情報化を進めることができる人材や組織がなく、方向性を見誤ることが多く見受けられます。私が住んでいる自治体でも、ケーブルテレビを構築し、それによりブロードバンドを普及させる、という話が持ち上がっています。しかし、町の約60%の世帯カバー率で民間のADSL回線がすでに利用可能であり、町全体にCATVを構築することは非常に無駄であると感じられます。 こういった方向性の見誤りは自治体の知識不足、粗悪なコンサルティング会社の押しつけた地域に全くあわない情報化施策などが問題になっていると思います。また、それを監視・是正する議会さえも同様に知識不足で判断できかねる状態で、「どこが間違っているのかわからない、何がわからないのかわからない」という状況に陥ってしまっております。 とかく、総務省から補助金を出して各自治体が情報化事業を行う際にはその自治体内で提供されている民間のブロードバンドサービスの普及状況をよく考慮した上で補助金を出して頂きたいと考えます。特に、私たちの町では残り40%(2000世帯程度)の地区でADSL回線が利用できればよく、十分に用をなせると考えられます。ましてや難視聴地域でもない我が町にCATVは必要ないものです。	補助金の交付にあたっては、当該補助金の趣旨・目的に鑑み、適正に交付を行っているものである。 国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。 なお、地方公共団体における人材の確保等については、48ページに記述しているとおり。

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
6				江口 宏文	岐阜県本巣市	<p>中間報告の冒頭「はじめに」の「(3)官民の役割分担と地方公共団体の役割」に公正な競争の促進、規制の見直し、ユニバーサルサービスの記載があるにも関わらず、これらわが国の通信業界が抱える諸問題への言及がない。</p> <p>中間報告は地方自治体のベストプラクティスの紹介がメインであるが、全国の自治体はFTTH、光CATV、無線LAN、ADSLと基盤もサービス内容も異なる状況である。今後のユニバーサルサービスを考えたとき、少なくとも光ファイバとメタルの混在は効率性が低く、いかに効率よくメタルからFTTHに移行するか、つまり資源配分の効率性をどのように保つかが一番の課題であると考え。この資源配分の効率性を保つための課題として、競争政策、財源の確保、FTTH移行過渡期に果たすxDSLの役割、法律及び規制制度の見直しを挙げる。また、FTTHは地上デジタル放送の難視聴対策の有効な基盤と成りえることから水平分離の問題について、通信と放送を統合して論じる必要性を訴える。</p> <p>今回の中間報告は、地方自治体に対しての指針であるが、自治体は事情も体力も異なるため、次代のユニバーサルサービスを見据え、FTTHは民間による整備が促進される環境の確立が必要と考える。</p>	公正な競争の促進、規制の見直し、ユニバーサルサービスの記載があるにも関わらず、本編においては言及がない。	本中間報告は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであり、国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。
7				小林 博昭	ソネット(株)	FTTHなどの目標は結構。しかし報告書ではまず、即刻実現できる現実解としてDSL技術を優先させる。まず、ADSL、VDSLなどを用いて経済性と即時性を優先させてブロードバンドの整備をする。その後、ユーザの必要に応じて光ファイバーが必要なユーザは光ファイバーを敷設する。経済性、技術の比較などを明確に実施して何が一番優れた解法であるかを国民に提示する。HFCは上りの速度が特に弱いという特長があるのでここでは考慮していない。しかし、HFCしかないところでは選択肢であろう。		「はじめに」の記述にあるとおり、ブロードバンド・ゼロ地域においては、早急にデジタル・ディバイドを解消するため、その地域にとってより簡易・迅速に整備することが可能なFTTH以外のメディアをまず緊急に導入することも重要な選択肢であると考えている。
8				小林 博昭	ソネット(株)	インターネットエクステンジ（接続点）を全国に島嶼も含め100箇所程度国の予算で即刻敷設する。このことにより、地方のブロードバンド提供事業者は簡単に地元民に提供できる。長距離バックホーンを考慮しなければならないようなことも不要である。島嶼外への接続を考えなければよい、ということは島嶼でも有意の人たちがブロードバンドサービスを開始でき、更なる広がり期待できる。		国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。
9				小林 博昭	ソネット(株)	NTTの局舎のますますの開放と、NTTの保有する光ファイバーの有効利用をWDMなどの技術を用いて行なうようにする。光ファイバーの有効利用を監視するために光ファイバーのオンブズマン制度を実現する。このことにより巨額な整備コストは大きく抑制することが可能である。		国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。

意見 番号	ペ ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
10				赤嶺		<p>(1) 競争の促進はデジタルディバイドを加速させる</p> <p>(2) 行政によるサービス提供は破綻する。</p> <p>以上のことから、極力民間によるサービス提供を貴くべきである。国の補助メニューで民間通信事業者ヘイニシャルコストだけでなく、ランニングコストにも補助できないだろうか。三位一体の考えもあるから補助金でないにしても民間通信事業者を補助する仕組みが必要と考える。</p> <p>行政は年間の数十万円の通信コストが払えないから数十億円の自前のネットワークを借金して構築する事例が多いのはおかしい。</p>		37ページに記述があるとおり、まずは民間のノウハウを活用することが重要であることから、民設民営方式が原則であると考えている。
11				赤嶺		<p>・通信、放送、電話の3つが一体となったサービスに対するインセンティブを考えるべき。</p>		47ページに記述されているとおり、ブロードバンドの継続的利用を促進するために、地域に適したアプリケーション（電話、放送コンテンツ含む）については関係者が継続して検討することが有効であると考えている。
12				石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	<p>デジタルディバイドの進行についてはこれまでも言及されてきましたが、このように調査に基づき議論をすることには大きな意義があります。本報告ではその資料に基づき地理的要因によるデジタルディバイドの問題が明らかにされ、この問題は民間事業者の自由な競争のみによって早期に解決することはできず、地方公共団体が積極的な役割を果たすべきであるという認識が示されました。</p> <p>われわれは、地理的な要因が大きいデジタルディバイドの問題に対しては、地域コミュニティのアクティビズムの発露による解決がもっとも相応しいと考えており、そのことが高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)第六条にも示されている活力ある地域社会の実現に繋がると考えています。地方公共団体が主体性を発揮することを基本とする本報告は、この点で優れていると考えます。</p>		本研究会としても、本報告書の提言を踏まえ、有効な施策が展開されることを期待している。
13				石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	調査と資料公開を継続すべき	IT基本法第十四条にも示されるとおり、統計の作成および情報社会の形成に関する資料の作成および公表は国の重要な役割です。本報告に含まれる統計情報他の資料は、わが国の全体的な状況を把握する上で役に立つものであり、このような資料の作成は国が行う調査として相応しいものです。デジタルディバイドは今後中期的に解決されていく問題であり、その間常にこのような客観的で最新の情報があれば問題の解決に寄与するでしょう。本報告に含まれるものに類する調査を続け、今後も継続的に情報公開をして頂くことが望ましいと考えます。	今後も積極的に情報公開を行っていきたいと考えている。

意見 番号	ペ ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
14				石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	本報告を英訳、公開すべき	米国では2004年12月のペンシルバニア州での事例など、州が民間事業者の市場を守る目的で地方自治体が直接通信インフラ整備を行うことを制限する事例が出てきています。このようなことが議論になること自体、アメリカでは自治体による通信インフラ整備が盛んであり、それに対し事業者が危機感を抱いている証拠でもありますが、通信インフラ整備と自治体との関係において、消極的な見方も出てきていることも確かです。日本で本報告のような検討が行われていることは、米国にとっても参考になることだと思われますし、米国での検討の経過を踏まえたコメントをもらえる可能性も大いにあります。本報告を翻訳し、世界的に参照できるようにして頂くことが望ましいと考えます。	英訳版の公表については、今後との検討事項としたい。
15				石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	FTTHの過剰な重視の修正	本報告では地域の通信インフラ整備の最終的な目標設定としてFTTHを想定し、その根拠としてe-Japan戦略IIおよび「近い将来超高速通信に対するニーズが高まること」を挙げています。しかし本報告の資料(10ページ 11章 3.(2))でもFTTH整備は世界的な趨勢ではないことが示されていますし、e-Japan戦略IIでも全国的なFTTH整備までは想定していません。一方、FTTHの整備には非常に大きな費用がかかり、本報告が対象とする人口規模の小さい地方自治体ではこの費用を賄いきれない場合がほとんどです。本報告の第一の目的が「ブロードバンド・ゼロ地域」からの脱出であることを考えると、FTTHゴールとするを強調するよりはむしろ利用できる技術の選択肢の多様性を強調し、それぞれの地域の実情にあった技術の選択方法について具体的に示す方が適切であると考えます。 また、技術選択の根拠として、どの程度までの将来を想定するかというタイムスパンを考えるべきであることを明記すべきです。将来的なビジョンを描く際には、利用するアプリケーションとその利用帯域については中長期的なロードマップを想定すべきです。一方、技術選択の面では近年の通信インフラの基盤技術の変化を考えると、10年程度の長期的な予想に基づく整備は的はずれになる危険が高く、特に経済的に余裕のない地域コミュニティにおいては長期的な展望よりも短期的(2,3年)に最適な技術を選択し、状況に応じて再整備していく方が適切でしょう。	「はじめに」に記述するように、ブロードバンド・ゼロ地域においては、早急にデジタル・ディバイドを解消するため、その地域にとってより簡易・迅速に整備することが可能なFTTH以外のメディアをまず緊急に導入することも重要な選択肢であると考えている。他方、FTTHサービスも現実にサービス提供される中、より高い目標としてのFTTHも十分意識すべきであると考え。 また、タイムスパン等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
16				相見 幹彦	阿新広域事務組合	ラストワンマイル整備に係る、補助金で整備した公共ネットワークの柔軟な開放と国庫補助の拡大について	<p>阿新地域は岡山県の西北部に位置する一市四町から成る広域事務組合であり、平成17年3月末を目指し対等合併の準備を進めており、合併後は総面積793km<sup>2</sup>、世帯数約12,500世帯と県内でも2番目の面積となる。</p> <p>阿新広域事務組合では、民間事業者の参入が見込めない中山間地域でのデジタル・デバイドの解消と合併後の地域間格差是正、来る地上波デジタル放送への対応、災害時の情報伝達の迅速化等を目指し、阿新地域ラストワンマイル計画を策定している。</p> <p>当組合では平成12年度電気通信格差是正事業費補助金の交付を受け、域内全域を結ぶ公共ネットワークを構築し、行政施設・学校をはじめ316箇所の拠点を接続しているが、新見市は統計上ブロードバンドエリアになっているものの、実際には総世帯の半数弱（面積比約12%）がADSLエリアに過ぎず、他の四町ではISDNすら使用できない地域も存在する完全なナローバンドエリアである。また、企業・事業所等においては情報収集・発信を含め各種手続き等も電子化が進む中で、現状のままでは競争力の低下と共に事業の存続すら懸念される状況となりつつある。</p> <p>高齢化率が高く集落が分散している中山間地域においては、真の情報格差是正のためには各家庭までの接続が必須であると考えており、これにより防災告知の多機能化、IP電話等によるコミュニケーション体制の確立など、高齢者や情報弱者のデジタル・デバイス解消にも資するものである。</p> <p>岡山県においては2006年末より岡山市の送信所から地上波デジタル放送の再送信が開始されるが、県北部においては放送波の到達すら危ぶまれており、域内の約7割を占める難視聴地区の解消と共に、放送と通信の融合による情報伝達手段としての地上波デジタル放送を全域に提供することにより、さらに効果的なデジタル・デバイス解消になると考えている。</p> <p>ラストワンマイル事業は、この地域の活性化と安心して生活できる地域づくりの基盤として不可欠の事業ととらえて推進しており、財源として合併特別債を想定しているが、合併に伴う課題が山積し、また高齢化や交付税削減等により財政は窮地に達している。</p> <p>条件不利地域における地方公共団体でのラストワンマイル整備事業においては、財源の問題と公共ネットワークの開放が大きな課題となっている。今後、特に合併後の事業として自治体での取り組みが増加すると思われるが、事業費の削減と効率化を図るため、現在構築している公共ネットワークの柔軟で弾力的な開放と、国県等の補助拡大を要するものです。</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであり、国としての整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。</p> <p>また、本研究会としても、本報告書の提言を踏まえ、有効な施策が展開されることを期待している。</p> <p>なお、地域イントラネット基盤施設整備事業については、平成17年度予算において、あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への光ファイバ等の開放を目的とする整備を可能とするところが認められたところ。</p>
17				長谷川 善之	新潟県総合政策部情報政策課	ブロードバンドをユニバーサルサービスと位置付け、国も積極的に関与してゼロ地域脱出を実現すべきである。	<p>ADSLへの補助や加入者系光ファイバ網の整備を地方公共団体が行うとしても、財政力の弱い地方自治体にとっては実施が困難である。加えて、中山間地域など極端に世帯数が少ない地域では、ランニングコストが不採算のため整備されないまま取り残される恐れがある。</p> <p>一方、このような不採算地域が取り残されることは、電子自治体の推進にも障害となる。特に災害時にアクセスが集中する災害情報サイトでは、地図情報や画像情報等が有効な情報となるが、今回の新潟県中越地震では、ナローバンドしか利用できない地域の住民に配慮し、これら大容量の情報発信を控えざるを得ないという問題もあり、早急に格差なきブロードバンド環境の整備が必要である。</p> <p>こうしたことを踏まえ、完全なゼロ地域解消を目指し、不採算地域においてもブロードバンド環境を整備するためには、地方公共団体による補完だけでは不十分であり、ブロードバンドを国の政策としてのユニバーサルサービスとして位置付け、不採算地域へ特に配慮した補助制度の導入や国主導で、通信事業者の出資も受け、不採算コストを事業者に交付する基金の設立等新たな枠組みを構築する必要がある。</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針案をまとめたものであり、国としての整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。</p>



意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
18				佐久間 啓彰	愛知県	<p>ブロードバンドの構築は、「ブロードバンド・ゼロ地域」に多い貧困な地方自治体のその個々の努力に依存するのではなく、通信・放送の将来を見通し、官民合わせた効率的な資源配分の下で、国全体の通信・放送インフラを構築する時期に来ていると思われる。</p> <p>国においてサービスが可能となる仕組みを構築のうえ、所要の法制度改正を行い、地理的情報格差の解消を図る必要があると考える。</p> <p>もはや、ブロードバンドサービスの普及状況、社会的ニーズは、情報通信審議会で定義づけられたユニバーサルサービスの要件（「国民生活に不可欠なサービス」、「あまねく日本全国において公平かつ安定的な提供の確保が図られるべきもの」）に合致するものと考えられるため、これをユニバーサルサービスあるいは準ユニバーサルサービスと位置づけ、国においてサービスが可能となる仕組みを構築のうえ、所要の法制度改正を行い、地理的情報格差の解消を図る。</p> <p>なお、当面の措置として、地域の実情に応じた整備を推進するために、類似の政策目的を持つ「地域イントラネット基盤整備事業」「新世代ケーブルテレビ施設整備事業」「加入者系光ファイバ施設整備事業」等の各種補助金の統合化・メニュー化を図るとともに、推進部署の一本化を行う。</p>	<p>・ブロードバンド・サービス基盤の整備状況を最も普及しているADSLについてみると、「全市町村のうち約9割にあたる市町村では何らかのブロードバンド・サービスが提供されている」状況にある。</p> <p>・また、計画（案）本文中にあるように、電子自治体等の行政分野、産業経済分野（事業所のブロードバンド利用率が40%を超えている）、住民生活分野の諸側面において「通常のインターネット利用が、ブロードバンド環境を前提とする状況」に至りつつある。</p> <p>・総務省の試算によれば、2010年にはブロードバンド・ゼロ地域1世帯当たりの負の効果が約210万円になるとされる一方で、ブロードバンドサービス環境が整った都市部ではコピキタ化が積極的に議論されるなど、地理的情報格差はますます拡大していく。</p> <p>・インターネットのように技術的進展が速い分野をユニバーサルサービスに指定することについては、一定の基準を設けたとしても直ちに陳腐化してしまうという慎重論もあったが、地理的情報格差をそのまま放置することは、広く国民生活への便益提供の点で、公正さに著しく欠けるといわざるを得ない状況になっている。</p> <p>・「ブロードバンド・ゼロ地域」においては、多くの地域が地上デジタルテレビの受信のため、民放の受信設備を含め共聴施設を大幅改修する必要がある。また放送事業者においても中継アンテナなどに多大な設備投資が必要となる見込みである。</p> <p>・また、計画（案）では、ブロードバンド基盤整備において、地方自治体に重要な役割を果たすよう要請しているが、ブロードバンド・ゼロ地域の自治体の多くは、財政基盤が弱く財政力指数が0.1に達していないところもあるのが実情である。ブロードバンドインフラが整備された後のソフト施策については、「地域の実情に応じた」、「地域の特性を生かした」展開が可能だが、その前提となるインフラ整備等については民間事業者支援も含め、財政力に乏しい自治体においては、かなり困難な状況にある。</p>	本中間報告は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであり、地理的情報格差の解消方策等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。
19				西尾 裕一郎	ジェイサット(株)	<p>「FTTH以外のメディア4」を受けた注釈4の後段の文章について、例えば以下のように修正頂くことを要望致します。</p> <p>（修正文章案）</p> <p>また、離島や一部山間地等の住民に対するブロードバンドサービス提供手段としては、離島や一部山間地等の地理的状況に応じて衛星回線をはじめとして、無線アクセスシステム等の活用が最も現実的かつ早急な解決策とも考えられる。</p>	衛星回線は離島のみならず、山間地等、様々な地域に対するブロードバンドサービスの提供手段となりうるため。	いただいたご意見のとおり、修正する。
20				佐藤 精一郎	山北町長	ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスにするべきである。	e-Japan計画からの流れの中で、国家の方針として電子政府、電子自治体を確立することを目標としてきた以上、国家の責務としてあまねく広くの地域でFTTHに代表される超高速通信網を整備するべきである。	「はじめに」に記述するように、ブロードバンドがユニバーサル・サービスとしては現時点では位置づけられていない中、デジタルディバイドの解消を加速化させるために国・地方公共団体・事業者の連携が重要であると考えており、本中間報告はそのうち地方公共団体の取組みについて行動の指針を示すもの。国としての整備支援方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。

第 章「本指針の目的」に関するご意見

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
21	4		1	佐藤 精一郎	山北町長	地域における地方公共団体の役割、位置づけを明確化とあるが、内容が不明であり、その内容を危惧している。	これまでの先進事例等はいずれも過疎地域等が国庫補助及び過疎債等を使用し、実質地方公共団体の負担が総事業費の1/10以下となっている例が多い。人口規模1万人から2万人以下の市町村でなおかつ、面積の広い場所に住民が点在するような自治体で過疎地域指定無き当町にとっては、役割、位置づけの内容によっては財政の破綻を招きかねないため。	23、24ページに記述するとおり、国・地方公共団体（都道府県、市町村）・地域社会・事業者の役割について説明している。また、38ページ以下にあるように、最近では地方公共団体の単独事業としてブロードバンド整備支援を行う事例もある。本中間報告は、地域の実情に応じつつ効率的な基盤整備を進めていく上で、自主的な判断で地方公共団体ができることを整理したもの。

第 章「ブロードバンド普及の現状」に関するご意見

22	5~7		1	小松 広昭	高知放送	『各ブロードバンドの概念図』と『各ブロードバンドの概要及びメリット・デメリット』の比較表に参考として超高速インターネット衛星も追加記入すべきである。	<p>中山間部の条件不利地域ではブロードバンド・ゼロと共にデジタル放送の難視が予想されており、過疎高齢化のためインターネットよりもむしろ、ユニバーサルサービスとしての既存の地上波テレビは欠かさないものとなっている。そのため、中山間部のブロードバンドの基盤整備はテレビ難視聴対策をセットにして考えるほうが効率的である。</p> <p>地上放送サテライト局の建設の場合も同じだが、過疎地の地上系回線の整備は残り十数パーセントになるとコストパフォーマンスが非常に悪くなり指数関数的にコスト（一世帯あたり）が上がるものと思われる。また、地上系回線のあまねく敷設には工事年数が掛かり過ぎ、2011年の地上アナログ波停止迄には間に合わない可能性が強い。</p> <p>一方、「e-Japan戦略」で2005年度に打ち上げ予定であった超高速インターネット衛星（WINDS）及びその後の後継機衛星の利用では、ブロードバンドインターネットと地上波デジタル放送の再送信が同時に可能とされている。また、地上設備の工事期間が短くて済むと共に、山間部の100世帯以下の集落でも少ないコストで設置でき、更には地上系と比して災害時に強いといったメリットがある。</p> <p>過疎山間部や離島などラスト数パーセントのブロードバンド・ゼロ地域の基盤整備は超高速インターネット衛星を含む無線系の利用が有利なことを記すべきである。</p>	現時点で一般家庭向けに提供されているメディアについて記述しているため、衛星については記載していない。
----	-----	--	---	-------	------	--	---	--

23	7		1	佐藤 千明	㈱長野県協同電算	<p>各ブロードバンドの概要及びメリット・デメリットの内容に事実誤認がありますので、訂正していただきたい。</p> <p>ADSLのデメリット  誤：収容局からの距離により、通信速度が低下する場合やサービスが提供できない場合がある。ただし、長距離伝送（5km程度）が可能なりーチDSL4という方式もある。  正：収容局からの距離により、通信速度が低下する場合やサービスが提供できない場合がある。ただし、長距離伝送が可能なりーチDSL4という方式であれば10km以上でもサービス可能であり、一部事業者がサービスを提供している。</p> <p>脚注4  誤：300KHz以下の周波数帯域を使用するため、距離による信号の減衰やノイズの影響を受けにくい。ただし、通信速度は上り下りあわせて最大1Mbps と通常のDSL よりも遅い。  正：300KHz以下の周波数帯域を使用するため、距離による信号の減衰やノイズの影響を受けにくい。ただし、通信速度は上り下りあわせて最大2.2Mbps と通常のDSL よりも遅い。</p>	<p>リーチDSLは回線が光化されていない限りサービス可能で、10Km以上でも実績がある。通信速度は上り下りあわせて最大2.2Mbpsまで可能であるが、TTCでのスペクトル管理ルールにより、同一カッド内相手回線のDSLサービスへの干渉影響があるとの理由で、一定距離（0.4mm換算線路長で2.5km）以遠ではモデムの最大性能である2.2Mbpsまで可能となる出力での利用が禁止されている。</p> <p>NTT電話局から長距離のユーザには通常のADSLモデムではサービスができないケースがあり、それらを救済することもブロードバンド・ゼロ解消の目的になる。従って、リーチDSLのような長距離回線向けDSLサービスに対しては、TTCルールのより柔軟な運用を考慮すべきである。</p>	いただいたご意見のとおり、修正する。
----	---	--	---	-------	----------	---	---	--------------------

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
24	11		4	青木 敏	(株)電算	<p>1. 通信事業者が設置している光ファイバ網は、ケーブル長ベースで約80万Kmとありますが、充足・不足を議論するためには、実は、もう一度中身の精査が必要です。</p> <p>2. 「国土交通省が解放している光ファイバ」に関する追記を要望します。</p>	<p>例えば、同一ルートに複数の通信事業者が共同で100芯づつ設備して、そのほとんどが未使用のケースも現実であり、このケースでは、いたずらに総延長距離数の数字を大きくしており、やはりルート別の洗い出しが必要です。</p> <p>2. 国土交通省も光ファイバを解放しており、実際には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テープ単位(4芯)の貸し出し</li> <li>・概ね10Km間隔で設置されるクロージャ接続となる</li> </ul> <p>・現在の開放区間は細切れで、繋がらない</p> <p>といった多くのネガティブ要素を含んではいますが、地方公共団体が脱出計画を策定するに当たり、重要なリソースの一つになります。</p>	<p>1. 本データは、その充足・不足を論ずるのではなく、実際に敷設されている光ファイバを量的に示すことを目的とするもの。</p> <p>2. 国交省の光ファイバについては、いただいたご意見を踏まえ、下記を追記する。</p> <p>11ページ「最後に、国土交通省も道路及び河川の管理用に光ファイバを整備しており、平成16年3月末時点での敷設延長は約2.8万kmに達している。また、電気通信事業者等向けに一部開放も行っている。」</p>
第 章「地域におけるブロードバンド基盤整備の意義・必要性」に関するご意見								
25	17		1 2	山内 克浩		<p>デジタルディバイドの発生する原因として記載された事項以外に、距離的要因による域内デジタル・ディバイドが存在する事の記載を求めたい。</p>	<p>私の住む自治体がそうであるように、自治体内に収容局が1つしかなく、収容局に近い場所では既にADSLサービスが実施されているにもかかわらず、最寄り収容局と利用者間が遠距離である事によりサービス提供を断られている利用者もあります。大局的に見れば新たな基地局の整備等という事から利用者数や採算等と関係してくるのかもしれませんが、現時点においてはただただ放置されていると言って過言ではないように思います。このような地域に住む住人にとってはラストワンマイル等という話ではなく、6～7マイルにも及ぶ問題です。そして、利用者自身では全く対処できません。</p>	<p>17ページ脚注に記述があるとおり、ADSLの場合は距離的要因によるデジタル・ディバイドが生じる場合があると記述している。</p>
26	14		2	上杉 志朗	松山大学	<p>(原文)</p> <p>「以下で論ずるように、地域においてブロードバンド基盤整備を行うことは、インターネットそのものの安全で安定的な利用環境を整えるとともに、住民生活・地域経済・地方行政の諸側面において多様な効果・効用を与えるという大きな積極的意義を有している。また、特にブロードバンド・ゼロ地域においてその整備を進めることは、社会経済問題化するデジタル・ディバイドを早期に解消する観点から高い必要性が認められる。」</p> <p>「住民生活・地域経済・地方行政の諸側面」の「諸側面」に明示的に、ブロードバンドが民主主義を促進する効果があることを明示すべき。具体的には、「住民生活・地域経済・地方行政・民主化促進の諸側面」という風に記述する。</p>	<p>地方行政だけでなく、デジタル・ディバイドは、憲法の保障する国民の権利について、侵害を起こし、民主主義に逆行する可能性がある。例えば、第57条(以下に引用)による「公表」と「一般に頒布」する義務について、両院にて公開中の生中継とビデオ記録は頒布の一形態としてみることができるが、ブロードバンドで接続しなければ、視聴が困難である。</p> <p>〔会議の公開と会議録〕</p> <p>第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。</p> <p>3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。</p>	<p>ブロードバンドは、極めて広範な影響を有すると考えられるが、本稿では、生活・経済・行政という地域社会に最も身近な代表的な3つの側面についての影響を指摘しているものである。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
27	17		2	上杉 志朗	松山大学	<p>(原文) 「例えば電子入札等が行われる際には、常時接続性・大容量性を有するブロードバンドが必須となる。4 ただしこの場合、高いセキュリティが求められることとなる。」</p> <p>「そして、高いセキュリティを確保する上でも不可欠となるのが、高度な暗号化に対応できる、高速な回線である。」と追記する。</p>	ブロードバンド回線が整備されていないために、高度なセキュリティを利用できないこともあわせて述べておくことと良い。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正する。 17ページ脚注「ただし、この場合、ブロードバンド基盤を前提とした高いセキュリティ（高度な暗号化等）が求められる。」
28	21		2	長谷川 晃		<p>デジタルデバイドを放置した場合のデメリットの中で作業効率・経済効果・利便性の低下以外にも地域のIT発展に関わる重要で危険な部分が見落とされていると思います。</p>	<p>現在のインターネットにとって無視出来ない深刻な問題としてコンピュータウィルスやスパイウェア更には不正アクセス等が取り沙汰される機会が年々多くなっていますが、一般ユーザにとってセキュアな環境の構築の最も簡便で確実な方法であるセキュリティソフトやOSのセキュリティ向上の為に更新ファイルはブロードバンドの普及に伴って年を追うごとに容量が増大し、もはやナローバンドでは数十分から場合によっては数十時間と言う非現実的なダウンロード時間を要するまでになりこの様な時間的拘束を嫌いソフトウェアの更新を怠るユーザや多くの場合リッチコンテンツで構成され表示に時間のかかるメーカーサイトの閲覧をせずに更新の重要性を理解していないユーザ、既にサポートが終了した旧式なセキュリティソフトを使い続けるユーザがナローバンド地域には少なからず存在し、これらはデジタルデバイドが引き起こす現象でもあり、もはや自己責任や個人の勉強不足としてだけでは片付けられない問題だと思えます。</p> <p>もし、このようなユーザのPCが伝染性の強いコンピュータウィルスに感染した場合地域の知人・友人・職場等のPCにも連鎖的に感染が広まる恐れがあり、結果的にデジタルデバイドが存在するが故の情報や知識の不足によって処置が遅れ深刻な事態を招く可能性があると思われ、またスパイウェアや不正アクセスによる個人情報の漏洩が引き起こすプライバシー侵害や架空請求詐欺等の犯罪行為の被害を受ける危険性も、十分な知識を得る事が比較的容易であるブロードバンド利用者に比べて高くなると考えられ、これらの事柄が地域の中で問題視される様になればインターネットやPCその物が悪の根源であるかの様な風潮が生まれ兼ねず、ネットに起因する事件や青少年に悪影響を及ぼすコンテンツについて殊更強調した報道をするマスコミ情報と相まって過疎地において元々少ない利用者の増加を鈍化させるだけでなく次世代のITの担い手となるべき若年層からもインターネットを遠ざける、いわばデジタルデバイドスパイラルとでも言うべき現象の発生が私の住む様な高齢者が多くITを始めとした新技術への関心が低い地域では常に危惧される物と考えます。</p>	本文14ページでは、相当量のデータ伝送を要するOSやセキュリティ・ソフト等のソフトウェアを最新化・最適化するプログラムをダウンロードし、安全で安定的なインターネット利用のためにもブロードバンドがある程度前提となっていることを指摘している。

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
29	16		2	佐藤 千明	(株)長野県協同電算	<p>ブロードバンドを企業活動のための不可欠な産業経済活動基盤と評されていることに賛成します。そこで、次に、個人と異なり企業においてはADSLでなくより高速な光接続を希望するケースがほとんどですが、その企業までの加入者系光回線を誰の負担でどう敷設するかが緊急課題となります。</p> <p>制度的にはNTT東西が月額5000円程度でNTT局舎からユーザ宅までのダークファイバを事業者に貸し出していますが、2004年6月からその貸し出し方針が厳しくなり、儲からないエリア（Bフレッツサービスを提供していないエリア相当）では、原則として他通信事業者への貸し出しを拒否するようになりました。それどころか提供義務撤廃すら希望しているようです。</p> <p>2010年までに加入電話6000万世帯の半分にあたる3000万世帯までFTTH化するという方針を打ち出したNTTさんとしては、それとは逆の「儲からないエリアでの光敷設を抑制する」という方針徹底は矛盾があります。後から出た新しい方針が優先されるならば、不採算地域は切り捨てると古い方針は撤回すべきではないでしょうか。</p> <p>それは民間企業の問題だということで片付けてしまえるほど問題は単純ではありません。</p> <p>都市部のように採算性の良い地域は放っておいても事業者間のサービス競争により利用環境は向上しますが、採算性の悪い地域は民間論理だけでは環境向上は期待できませんので、公金を投入してでも、企業への光接続サービスが提供できるような枠組みが必要です。</p> <p>個人へのブロードバンドサービス提供のためにそこでサービスを行う通信事業者に市町村や県、国が何らかの事業補助を行うことと同様に、企業・法人への光接続サービスを提供するために、不採算地域でそのサービス提供を行う通信事業者や光回線を提供する大手通信事業者に対して、何らかの事業補助を行う制度も検討していただきたい。</p>	<p>均衡ある地域経済発展のために条件不利地域での情報基盤整備が必要</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであり、国としての整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。また、関係者間で検討がなされることも期待している。</p>
30	15		2	青木 敏	(株)電算	<p>意義・必要性に「地デジ難視聴からの脱出」をより明確に加えた上で、研究会構成員の見直し並びに「IP技術を利用した放送」への道筋付けを強く要望します。（一部記述はあり評価はしますが、一層の鮮明化を希望します）</p>	<p>1．近々「地デジ難視聴」が大きな問題になるのは必然で、現在の研究会の当初目的からは外れますが、総務省としては両者をセットで検討できるし、また総務省でないと検討出来ない課題です。</p> <p>2．その場合、現在の研究会構成員を見直し、メンバー追加が必要です。</p> <p>3．また一般論として、そのような「地デジ難視聴」エリアはどちらかというFTTH化が遅れる地域で、従ってしばらくの間、精々ADSL通信で毎秒数メガビットしか確保できないことが想定されます。このような環境内で「地デジ放送」を提供できる仕組みの一つに、比較的安価に構築できる「IPマルチキャスト」方式があり、この商用化に向けた著作権他、残る課題に対する早急な検討を期待します。</p>	<p>本中間報告は、通信基盤としてのブロードバンドとの切り口から検討したものであるが、15ページにも、「放送難視聴地域の場合、インフラとしての光ファイバ網に対しては、地上デジタル放送導入後の難視聴対策にも利用できるものと期待されている。」と言及しているところ。</p> <p>なお、具体的には、どのような形で検討していくかも含め、別の場での議論に委ねられるものであり、具体的な進め方については今後の課題と認識。</p>

意見 番号	ペー ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
31	15		2	孫 正義	ソフトバンク BB㈱	「インフラとしての光ファイバ網に対しては、地上デジタル放送導入後の難視聴対策にも利用できるものと期待されている」との記述がありますように、せっかく整備された通信インフラは多角的に有効活用されることが望まれます。そのためには、通信インフラを用いた放送においても地上波放送の再送信のルール整備を行う（例えば有線テレビジョン放送法における再送信同意に関する大臣裁定のような制度）等、円滑に再送信するための環境を整備することが不可欠である旨を明記した方がよいのではないかと考えます。	電気通信役務利用放送は新しく制度化された放送であることから、円滑に地上波放送を再送信するルールが未整備であり、現状では放送できないため。	電気通信役務利用放送事業者による地上波放送の再送信は、現行の制度上排除されているものではない。
32	20		2	孫 正義	ソフトバンク BB㈱	ブロードバンドの利用による経済効果、及びデジタル・ディバイドを放置した場合の負の効果の試算値については、あくまで一つの参考値である旨を明記するとともに、今後の研究会で更に検討する旨を記述すべきと考えます。	算定方法の妥当性については、議論が熟していないと思われるため。	研究会の場でのそうした御意見も含め、試算に含まれているものを詳細に脚注化することで中間報告案としたもの。なお、デジタル・ディバイド論については、最終報告までに更に議論がなされる予定。
33	14		2	小野 尚久	NPO法人 凧 ネット	情報網活用において、現在主流となっている情報機器やソフト等はブロードバンド使用が標準となりつつあり、種々の情報の流布もネット上で行われている。 しかし、例えば私どもの活動拠点である愛媛県（旧）五十崎町（ ）周辺部はブロードバンド基盤の整備が進んでおらず、その働きが十分に行えないのが現状である。 （ 2005年1月1日付で合併により内子町） 社会の情報化、行政の電子情報化が進むにつれて、その情報、サービスを居住地域に関わらず、全ての住民が同じように受けられる事はますます重要であると考えます。	地域の実情及び「五十崎町情報通信技術実験プロジェクト」で得た知見による意見である。	「はじめに」に記述があるように、ご意見のとおり、ブロードバンド基盤の整備は、IT利活用の高度化のために不可欠であり、全国どこでもブロードバンドが利用できる環境が実現されることが重要であるという認識の下に、本研究会において検討を行っているところである。

意見 番号	ペー ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
34	15		2	小野 尚久	NPO法人 凧 ネット	<p>私どもの活動拠点である愛媛県(旧)五十崎町( )においては、ブロードバンドが利用できる地域は中心部に限られている。 ( 2005年1月1日付で合併により内子町 )</p> <p>本文中、「通常のインターネット利用が、ブロードバンド環境をある程度前提とする」との記載のとおり、現在のインターネット社会は、ブロードバンドにより飛躍的に発展しており、ブロードバンド未整備地区のインターネット利用者には、様々の制限が生じ、発展するインターネットの利便性を享受できない。また、これからインターネットを始める者にとっても、一般的な説明事項(例えば入門書の内容)に該当しない等障害が多い。</p> <p>現在では、快適にインターネットが利用できること自体が、すなわち生活水準の高さであり、私どもの地域では、別な地域に移り住むか、ブロードバンド環境が整備されない限り、生活を向上させていくことはむずかしく、ITによる地域格差が確実に広がっていきと考えられる。</p> <p>地域生活水準の向上、及び経済の発展は、地理的な負の要素を解消するためのIT抜きでは考えられない。ブロードバンド未整備地区の悩み等を広く理解していただきたい。</p>	地域の实情及び「五十崎町情報通信技術実験プロジェクト」で得た知見による意見である。	14ページに記述があるように、地域においてブロードバンド基盤整備を行うことは、インターネットそのものの安全で安定的な利用環境を整えるとともに、住民生活・地域経済・地方行政の諸側面において多様な効果・効用を与えるという積極的意義を有しており、特にブロードバンド・ゼロ地域においては、社会経済問題化するデジタル・ディバイドを早期に解消する観点から高い必要性があるものと考えている。
35	15		2	小野 尚久	NPO法人 凧 ネット	<p>すでにブロードバンド基盤が整備されている町の中心部では、各家々が近接しており、非常時などにもコミュニケーションが容易である。一方、ブロードバンド基盤のない周辺地域においては、過疎化の進展が著しく、各生活者の距離が日々遠くなり生活者同士のコミュニケーションが以前より難しくなりつつある。</p> <p>更に高齢者にとっては、高齢化、独居化により行動範囲が狭くなる反面、地域合併による行政の広域化、自動車交通の発達、旧来の商業地の衰退など、以前より広い行動範囲が必要となっているのが現状である。</p> <p>このような状況下において、地域生活水準向上の観点から、次のような点においてブロードバンド基盤の活用が期待される。</p> <p>老人の方また健康を害されている方などのIP電話などでの中心部からの健康サポート</p> <p>独居の人達の安否確認を家族や地域担当者がネットワークを通じて行う 自治会同士または自治会内での伝達や文書の配布 体が弱くて行動範囲の狭い人達のコミュニケーション 役場等からの地域情報や個人情報写真等で詳細かつ円滑に行う 核家族化が進む中、IPテレビ電話等による離れた家族との対話</p>	地域の实情及び「五十崎町情報通信技術実験プロジェクト」で得た知見による意見である。	15ページに記述があるように、ご意見のとおり、地域生活の水準向上面で、ブロードバンド基盤整備の積極的意義はあるものと考えている。

意見 番号	ペー ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
36	16		2	小野 尚久	NPO法人 凧 ネット	<p>地域産品のネット販売 IT化が発達すると共に、農産物や特産物を販売する構造の中に次第に通信網の利用、いわゆるネット販売が増加し、重要な地位を占めてきている。品物をより詳細に消費者に見ていただくためには画像等が必要である。特に、ブロードバンド基盤が整備された都市部に在住している大多数の消費者にアピールするには、よりリッチなコンテンツが期待される。つまり地域からのネット販売の促進のためには、情報発信者側（地域）でのブロードバンド基盤整備が不可欠である。これにより、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産、特産物なども同様にしてより広範囲な他地域への広告宣伝を行える。</li> <li>・農作業の作業現場から生動画で様子を伝えることにより農産商品を強くアピールする。</li> </ul> <p>などの効果が得られる。</p> <p>ITリテラシの向上 このようなIT技術の活用による販売には、それらを使いこなす能力、いわゆるITリテラシの向上が重要である。地域経済発展を目的としたITリテラシ教育は、地域の特性を熟知した地元で実施することが望ましいが、ブロードバンド基盤が無い環境下では、十分な効果が得られないことは明白である。</p> <p>地域の存在感の向上 その地域の風景などをインターネット中継をして見ってもらう事で地域のイメージアップによる、地域振興に繋げることができる。</p> <p>テレワーク居住地の提供 例えば私どもの活動拠点である愛媛県（旧）五十崎町（ ）では、中心部から車で10分も走れば、棚田のある自然豊かな素晴らしい景色が広がっている。まさに都市居住者には羨望といえるものである。このような場所にブロードバンド基盤があれば、在宅勤務（テレワーク）が可能となり、産業振興、地域振興の一助になると考えられる。 （ 2005年1月1日付で合併により内子町）</p>		



意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
38	14		2	石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	通信インフラ整備のデメリットを明記すべき	<p>ブロードバンドの積極的な整備については、社会的な潮流を考慮すれば自然な流れですが、本報告ではブロードバンドの整備自体が目的化しているかのようなイメージがあることが否めません。典型的なのが14ページであり、ブロードバンドのもたらすデメリットへの指摘がなく、説得力を低くしています。ブロードバンドの意義、必要性を明確にするのであれば、メリット、デメリット、双方を比較して、やはりメリットが大きいという結論であることが望ましいと考えます。</p> <p>デメリットとしては、例えばストロー効果が挙げられます。一般にネットワーク型のインフラを整備した場合、集積度の低いところから高いところへ流れができることが知られています。新幹線、航空路線、高速道路 - 地域振興を目的としたインフラが、若者の移住を促し、過疎化を促進したという歴史の皮肉もあります。ブロードバンドが村で普及したために、皆が電化製品をオンラインショッピングで購入し、村の電気屋さんがなくなる。というような可能性も考えられます。報告ではこのようなリスクに触れ、自治体担当者や地域コミュニティが十分に検討をした上で整備を進められるよう配慮すべきです。</p>	14ページ脚注にあるように、ブロードバンドには不正アクセス・ウイルス侵入の危険性、その他指摘のような面も考え得るが、それらを踏まえてもその整備を行う意義があるとの認識から、陰の部分については詳細には言及していないもの。
<b>第 章「地域におけるブロードバンド基盤整備に対する基本的考え方」に関するご意見</b>								
39	24		3	長谷川 晃		市町村や地域社会がブロードバンドの導入に消極的な状況下において少人数の組織による必要最低限のブロードバンド環境の確保と地域ユーザ同士の交流を促進する事によるインターネット利用普及の試案	<p>私の住む過疎地域では元々の人口の少なさや高齢者世帯の多さからくるインターネットやPCへの関心の低さ、村が導入しているオプテック通信設備とISDN回線の同時利用の為に通常のTAよりも遥かに高価なオプテック対応TAを購入しなければならない不便さから来る利用者数の問題、昨今の地方財政の厳しさからくる予算面の問題、本村特有の地理的条件（NTT交換局が3機あり各々の収容世帯数も少なく、さらには電波不感地帯が点在する）等によって民間事業者の進出が著しく困難な状況にあり、商工・農・漁業団体による活動も皆無と言って良く、他の町村に見られるような地域住民によるIT促進団体も無い為に効率的な誘致活動が出来ない状況となっております。</p> <p>そこで以前から私が暖めていた構想として、過去に役場に施設されている行政系の光ケーブルを開放してもらい村民が利用出来るホットスポットの提案もしたのですが事実上不可能であるとの回答を得た為に現在はADSL等のブロードバンドが提供されている近隣の町で村内の利用希望者の共同出資によってADSL回線を契約し、無線LANルータと屋外アンテナによるホットスポットを設置、ブロードバンド環境が必要になった時に利用者がモバイルPCと無線LANカードを持って現地に赴きリッチコンテンツの利用やダウンロード等のナローバンドでは困難な作業を行う方式を個人的に計画中です。</p>	地域の实情に応じた効率的なブロードバンド基盤の整備を行うことは本報告書の趣旨と合致するもの。ご提出いただいたような地域での自主的な取組事例が、多くの地域で共有されることが期待される。
40	23		1	赤嶺		<p>国の役割については、目標提示、競争促進、阻害要因解消、需要喚起、技術開発、情報提供のみで、国は整備しないのか。u-japanによって目標（国民100%ブロードバンド化）は掲げたので、後は、地方でやってくれ、では無責任すぎないか。</p> <p>地方がどんなに支援、インセンティブを講じても整備の進まない条件不利地域はどうするのか？</p> <p>都市部から数十キロも離れている数件の世帯はどの様にして整備するのか？</p> <p>整備及びサービス提供に係る費用（数十億円）を住民が負担する考えなのだろうか。</p>		今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであり、国としての整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定である。

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
41	23		2	赤嶺		<p>国の地域インターネット構築等の補助メニューは、民業圧迫・二重投資になっている場合が多く、しかも財政力の弱い地方自治体が多額の借金を抱え、行政自らがプロバイダーとなり、図書館と消防署等を高速大容量の回線で結んだ行政ネットワークの構築等（原則：一般人は利用できない）により、行政の負担が大きくなっている。これを正当化するような記述はおかしい。はたして、どれだけ住民サービスが向上したのだろうか（高速大容量で結んだ図書館と消防署の間にどれほどのデータのやり取りがあるのだろうか疑問である。）</p> <p>これまでの国の補助メニューは使いがたが悪いため、地方の創意工夫により民間への補助等が行われてきた。</p> <p>幾つかの先進的な地方自治体が行っているように、国においても民間事業者のADSL局舎設備改築等への補助や通信コストを軽減させる施策等のメニューを創設すべきと考える。民間通信事業者に補助できる仕組み等。</p>		<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであり、国としての整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定である。</p>
42	24		3	山下 芳紀		<p>「市町村は、地域住民に近い立場から、ブロードバンド誘致に対する住民や地域社会の意向、活動状況といった地域の実情の把握に努め」とあるが、当該の自治体にはその様な気概も意識も無いように感ずる。また、事業者は利益が出るか出ないかの一点に集約されるのではないか。</p>	<p>隣の市にはFTTHサービスが既に始まっている為、NTT西日本殿にサービスを申し込んだが、当地域へのサービスは未定との旨の回答を戴いた。これを当該の自治体にぶつけ、住民に対してアンケート等をして潜在需要を見つけ、NTT殿にサービスをさせて戴きたいと申し込んだ。しかし、当地域は既にADSLサービスが行われている為、その様なアンケートを行う必要性も、潜在需要の把握も必要ないとのことご意見であった。</p> <p>然るに、私の住所では収容局からの線路長が4930mもあり伝送損失が47dbある為、ADSLではベストエフォートでも2M程度のスループットである。しかも、電話線と平行して特高線があり、そのノイズ影響等を考えるとスループットは0.5M以下と推察されるし、リンク切れも相当程度発生するものと判断される。このスループットの低下とリンク切れ発生に対してNTT殿にお聞きしても何ら納得のいくご回答は得られておりません。</p> <p>また、私は単身赴任している事もあり、土日に仕事（資料）を持ち帰って整理し、海外の事業所に整理した大容量のファイル（時には100MB以上）を転送する事もあり、その度に家にいる時間を犠牲にして会社に早く帰ってその資料を転送しております。</p> <p>また、オンデマンド等をするには5Mのスループットを要求されているサイトが存在し、概線路長のADSLでは対応出来ません。</p> <p>よって、FTTHをNTT殿に申し込みした訳ですが、上記の様な結果でした。</p> <p>別にFTTHに拘っているわけではありませんが（FTTC、FWAでも構いません）、実効スループットの向上とリンク切れの無い安定したサービスを住民に提供させよう自治体と事業者の気概を切に望みます。</p>	<p>本報告書は先進的な事例を整理・紹介しつつ、地方公共団体向けに指針案を示すことにより、ブロードバンドの整備に関心が相対的に低い地方公共団体が行動を起こす際のガイダンスとなることも期待している。</p> <p>また、24ページにも記述があるとおり、地域においてブロードバンド基盤整備が進むことは、事業者にとっても顧客の増加・ネットワーク全体としての効用の増大につながり、利用者たる地域社会、提供者たる事業者双方に利益をもたらすものとする。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
43	23		1	青木 敏	(株)電算	<p>国の役割として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本脱出計画の地方自治体への積極的な周知・啓蒙活動及び関与</li> <li>2. NTTの「加入者線光ファイバ解放」の従来どおりの運用</li> <li>3. 公正な有効競争の促進を目的に、NTTの再々編を要望します。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の指針案を「仏作って魂入れず」にしないためには、総務省出先機関の現地における、より積極的な活動が必要です。</li> <li>2. NTTの指定電気通信設備である「加入者系光ファイバ」の事業者向け貸し出しの対応が、昨年6月1日を期して悪い方に激変しました。地域における情報サービスの健全な発展のためにNTT独占は排除する必要があり、やはり従来通りのペースでの開放を要望します。もしそれが無理なら、それこそ「光ファイバ敷設公社」といった別会社の設置も粗上に乗せる必要があります。</li> <li>3. デジタルディバイド解消を含め、地域の通信サービス環境が進展するためには、地域の中小の電気通信事業者の活躍も必要です。が、現状ではNTTがインフラから各種サービスまで全てのレイヤを自前で調達できる事とその知名度で垂直統合型のサービスをセットで獲得してしまう構図が出来上がっており、これではいつになっても中小の電気通信事業者は太刀打ちできません。そこで、その解決策として、現在のNTTの機能をインフラレイヤ対応とサービスレイヤ対応に分割するNTTの再々編を要望します。</li> </ol>	<p>本報告書については、いただいたご意見のとおり、積極的に周知・啓蒙活動を行うべきと考えている。</p> <p>また、国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。</p>
44	24		3	相馬 文彦	社団法人 東北経済連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BB普及率で全国平均を下回る東北地区においては、特に本報告書で提示する基本的な考え方は重要である。従来、やや曖昧であった関係者の役割分担が明確にされており、地域におけるブロードバンド基盤整備において、有効であると考えられる。</li> <li>・本報告書が提示するような役割分担が、関係者の緊密な協力のもとに実現され、早期にブロードバンド基盤整備がはかれることを期待したい。</li> <li>・次章においても触れられているが、課題は整備されたブロードバンド基盤の有効活用である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域を中心としたブロードバンド基盤未整備地域は、採算性を理由として、整備が進まず、E-Japanに取り残される可能性がある。これらの地域は道路整備と並びブロードバンド基盤の整備が地域活性化を進める上で不可欠であり、今回の計画が、これを促進し、E-Japanの全国化を達成させることに大きな効果があろう。</li> <li>・全国的に市町村合併が進行しており、新しい同一行政区域内における整備基盤の差を解消することにおいても、同様であろう。</li> <li>・なお、いつまでもなく、基盤を整備しただけで、すべてが解決する訳ではない。電子申請に代表されるように地方公共団体と住民間におけるIT利用を促進するなど、地方におけるブロードバンド利用シーンの増加を図ること、利用者のITリテラシーを高めることがスパイラル的に整備されたブロードバンド基盤の経済的意義を高めると考えられる。</li> <li>・特に、本年はIT関連企業によるプロ野球球団が東北に本拠地を構えることもあり、改めてITへの注目も集まっている。このような動向を踏まえ、基盤整備と一層の利用拡大を図っていくことが必要である。</li> </ul>	<p>本研究会としても、本報告書の提言を踏まえ、有効な施策が展開されることを期待している。</p>
45			2 3	榎本 輝彦	兵庫県	<p>全国的な格差解消のための、国の役割についてもお示しいただきたい</p>	<p>最終的にはF T T Hでの、ブロードバンド環境整備を目標とされているが民間通信事業者の自主展開が見込めない過疎地等の条件不利地域が存在しているため。</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針案をまとめたものであり、国としての役割含め、整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
46	24		3	石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	地域コミュニティの役割を重視すべき	<p>本報告でも住民や地域コミュニティによる役割については言及されていますが、あくまで民間サービスを誘致する運動の主体として捉えられています。しかし、実際には地域コミュニティが直接整備を含めたより積極的な役割を果たし得ます。具体的な事例としては、未整備地域においてはNPO南房総IT推進協議会が南房総において果たした役割や、都市部においては京都でNPO SCCJが整備したみあこネットの事例などが挙げられますし、広い意味では学校構内にLANを構築するネットデイの活動などもそのような活動の例に当たります。</p> <p>地域コミュニティが通信インフラ整備の中で大きな役割を果たす場合、住民は個人ではなくコミュニティとして通信インフラに関わることとなります。整備された通信インフラの活用までを視野にいれて考えると、地域に通信インフラのことを主体的に考える地域コミュニティは重要な存在になりますし、技術的に優れた人材の育成や定着などを考えても、地域内に通信インフラのことに関わるコミュニティがあることは長期的に見て大変有利です。</p> <p>また、近年では富山県のインターネット市民塾や佐賀県の鳳雛塾など、地域コミュニティが情報化をツールとして地域活性化を狙う事例が登場しており、大きな力を持っています。このような試みをしているコミュニティが活動をよりレベルアップできるような通信インフラを得られれば、利用とインフラ整備が車の両輪となって強力に進んでいきます。このような地域コミュニティが中心となって作るアプリケーションを増やしていくことも大切です。</p> <p>このようなことを踏まえると、地方自治体は地域通信インフラの整備という好機に際して、地域コミュニティと積極的に関わり、育成し、場合によっては下駄を預けるべきだと言えます。官民の役割分担の文脈から言っても地域コミュニティは「民」に属し、民間で可能なことはできるだけ民間に任せるべきです。このようなことを踏まえ、本報告でも地域コミュニティに対しより積極的な評価と記述をすべきだと考えます。</p>	地域社会の役割は最も重要であると認識しており、本文24ページにも記述があるとおり、地域社会が地域ニーズの把握や事業者との協議調整等、最も中心的な役割を担うべきであり、地方公共団体は側面支援を行うことが望ましいと考える。
47	12		2	佐藤 精一郎	山北町長	地方公共団体が自らのイニシアチブで整備を推進することは事実上不可能である。	山北町は神奈川県西部に位置し、人口約13,200人、面積約224km <sup>2</sup> であり、その面積の90%が山林という町である。一部特定農山村地域に指定されているが、事業者にインセンティブを提供するということは、当町でインフラ整備を行う等莫大な資金がかかり財政上不可能である。	自らのイニシアチブとは、地方公共団体による財政負担のみを意味するものではなく、利用者のニーズの把握や需要の喚起、設備設置スペースの確保等様々な方策により民間サービスの誘致を図ることも重要な方策であると考えられる。
第 章「地域におけるブロードバンド基盤整備に関する課題と対応」に関するご意見								

意見 番号	ペ ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
48	26 ～ 27		2	山内 克浩		「FTTH を中心とした超高速通信時代の到来を念頭に置きつつ目標設定を行う」(一部略)のは大変結構なのですが、数年後のご馳走(超高速通信)よりも今すぐのお茶漬け(ナローバンドであっても今すぐ実現できる常時接続環境)の実現を考慮して欲しい。	<p>最寄り収容局から遠距離(10km超過)であるが故にISDNさえも利用できず、いまだにダイヤルアップで接続せざるを得ない状況が既に何年も続いています。その様な利用者の環境などを全く考慮することなくISPは割引が適用される地域ダイヤルアップアクセスポイントを次々と廃止し続け、利用者は一層の費用負担を求められています。このままこれから先の数年を今のまま放置されたのでは、数年後に超高速通信が実現するといわれても、もうすぐ息切れしてしまいそうです。たといナローバンドであっても、架空回線の接続の見直しや収容局・利用者間の配線経路の改修等によりすぐにも実現できるであろう常時接続を求める次第です。</p> <p>勿論これは限定的で変則的な利用方法であり将来に渡って長期間の使用を目的とした物ではなく、緊急にブロードバンドの利用を必要とするユーザの救済策であり、この様な取り組みを通して村内ユーザの交流だけでなく町の中心部のみADSLが提供されている隣町において交換局からの距離的問題等により家庭でブロードバンドが利用出来ない隣町のユーザの参加も呼びかけ広域的な情報交換を促し現在ナローバンド利用者である方々にブロードバンドの重要性や利便性等の知識の啓蒙を図り将来的にFTTHの導入が郡部でも実現可能となる時期までにその受け皿となる利用者や円滑な誘致活動の為の基礎となる人材の育成を目標に掲げた物です。</p> <p>この計画は未だ準備段階の域を出ず、地域ユーザの反応も未知数ではありますが潜在的需要はあると考えて居ります、またこの方式のメリットとして比較的少人数でも安価な投資(回線料・プロバイダ料・普及型機材等)でブロードバンドの利用が図れる為従来の地元への事業者誘致の方法の様に大々的な署名活動や自治体からの助成金の投入を必要とせず手軽にブロードバンドの実態を理解してもらうには最適の方法では無いかと思ひます、果たしてこの様な計画が専門家の方の目にどのように映るか推察しかねますが、私と同じく地域の行政に働きかけても反応が得られず試行錯誤を繰り返す全国の名も知らぬ同志達の為にも是非中央の行政組織が地方の末端ユーザのアイデアをすくい上げ地方の行政組織へ強力にフィードバックするような仕組みの構築をお願い致します。</p>	<p>今回の報告書はブロードバンドについて検討したものでありナローバンドの常時接続について検討していないが、ブロードバンド・ゼロ地域においては、早急にデジタル・ディバイドを解消するため、その地域にとってより簡易・迅速に整備することが可能なFTTH以外のメディアをまず緊急に導入することも重要な選択肢であると考えらる。</p>
49	47		11	山内 克浩		<p>需要の掘り起こしは、継続したサービスを実現するためにももちろん必要です。ですが、自治体や各種団体の出来る事には限界があります。条件不利地域に住みながらも利用を渴望し続ける人々はどこであっても存在しているのですから、まずはそれら「使いたい人が使えるように」環境を整備する事から初めても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>自治体が住民に対して需要を喚起しても、特に地方の町村部ではすぐに限界が訪れます。それを補う為に各種団体等の後押しも必要だと思いますが、「とにかく利用したい」と考えている人々、そういった個人への高速通信サービスをモニターよろしくまずは開始し、いち早くサービスが開始された人達からの人の繋がりによる線展開、面展開の方が、地方では遙かに需要の掘り起こしと加入促進が期待出来るのではないのでしょうか。無論条件不利地域でのいち早い利用を希望する人々には、いち早いサービス開始と引き替えに後進への一定のサポートを義務づける等により無駄な投資とはならないと思ひます。</p>	<p>需要の喚起と基盤整備は鶏と卵の関係にあるとも言えるが、まず基盤整備を行った場合でも継続的な需要喚起がなければ、その基盤を維持することが困難となる。なお、需要喚起活動は地方公共団体のみが行うのではなく、地域社会が主となり、地方公共団体が側面支援を行うことが望ましいと考えられる。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
50	30		9	匿名希望		<p>未提供地域だけでなく、提供地域でのアンケートも実施すべき または提供地域に住む親族の意見についても聴取できる様式にすべき</p>	<p>現状、未提供となっている過疎地域では高齢化、少子化も進んでおり、例えアンケートを取っても需要の少なさを裏付ける結果が出るだけである。また、町村での取り組みでも「ウチの町（村・地区）にはいらんだろう」という反応が返ってくるだけでアンケートを実施できない可能性もある。もしくはアンケートの結果で「この地域には不要」との判断を出されかねない。</p> <p>現に私の住む町ではADSLのサービス提供の開始をNTTに働きかける様、町議会議員に陳情したところ、「そんなもん、ここ（富来町）には必要ない」と一蹴されたため、有志が100件超の署名を集め、直接NTTに陳情。その半年後ようやく提供が開始された経緯がある。議会のブロードバンドに対する関心と理解がない地域は過疎地になるほど多いのではないだろうか？</p> <p>一方、過疎地になったとはいえ、かつてはある程度の住民もあり、既にサービス提供地域に移動したり、そこでサービスを利用している親族がいるはずである。</p> <p>その人達は「実家との低コストの連絡手段」や「実家や高齢の父母の様子を見るための通信手段」としてブロードバンドに期待しているものの、なかなか故郷が提供地域にならない事を気にしている人もいるはずである。</p> <p>そういった層の意見も取り入れられるアンケートの様式変更が必要ではないかと思う。可能であれば直接提供地域でのアンケートを実施できれば尚良いと思われる。（例：通信手段としての利用の意思の有無、帰省時の利便性やUターン就職の際の条件となるか。等。）</p>	<p>アンケートの実施方法についても、地域の実情に応じて多様であってよく、御意見のようなアイデアが多く地域の共有されることを期待したい。なお、参考4、5にあるアンケート調査票は標準様式ではなく、実例に基づくあくまでも参考である。</p>
51	27		2	小松 広昭	高知放送	<p>『FTTH、ADSL、ケーブルインターネット、FWA等のメディア』に衛星も選択肢の一つとして明記すべきである。</p>	<p>中山間部の条件不利地域ではブロードバンド・ゼロと共にデジタル放送の難視が予想されており、過疎高齢化のためインターネットよりもむしろ、ユニバーサルサービスとしての既存の地上波テレビは欠かせないものとなっている。そのため、中山間部のブロードバンドの基盤整備はテレビ難視聴対策をセットにして考えるほうが効率的である。</p> <p>地上放送サテライト局の建設の場合も同じだが、過疎地の地上系回線の整備は残り十数パーセントになるとコストパフォーマンスが非常に悪くなり指数関数的にコスト（一世帯あたり）が上がるものと思われる。また、地上系回線のあまねく敷設には工事年数が掛かり過ぎ、2011年の地上アナログ波停止迄には間に合わない可能性が高い。</p> <p>一方、「e-Japan戦略」で2005年度に打ち上げ予定であった超高速インターネット衛星（WINDS）及びその後の後継機衛星の利用では、ブロードバンドインターネットと地上波デジタル放送の再送信が同時に可能とされている。また、地上設備の工事期間が短くて済むと共に、山間部の100世帯以下の集落でも少ないコストで設置でき、更には地上系と比して災害時に強いといったメリットがある。</p> <p>過疎山間部や離島などラスト数パーセントのブロードバンド・ゼロ地域の基盤整備は超高速インターネット衛星を含む無線系の利用が有利なことを記すべきである。</p>	<p>一般利用者向けの代表的なものを例示しており、「はじめに」の脚注に記述があるとおり、離島等に対するブロードバンド提供手段としては、衛星をはじめとした無線アクセスシステム等の活用が最も現実的かつ早急な解決策とも考えられる。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
52	35		6	小松 広昭	高知放送	<p>特に、光ファイバー網を活用したFTTHの場合』に、超高速インターネット衛星を利用した場合の地上デジタル放送の再送信について記述する必要はないか。</p>	<p>中山間部の条件不利地域ではブロードバンド・ゼロと共にデジタル放送の難視が予想されており、過疎高齢化のためインターネットよりもむしろ、ユニバーサルサービスとしての既存の地上波テレビは欠かせないものとなっている。そのため、中山間部のブロードバンドの基盤整備はテレビ難視聴対策をセットにして考えるほうが効率的である。</p> <p>地上放送サテライト局の建設の場合も同じだが、過疎地の地上系回線の整備は残り十数パーセントになるとコストパフォーマンスが非常に悪くなり指数関数的にコスト（一世帯あたり）が上がるものと思われる。また、地上系回線のあまねく敷設には工事年数が掛かり過ぎ、2011年の地上アナログ波停止迄には間に合わない可能性が高い。</p> <p>一方、「e-Japan戦略」で2005年度に打ち上げ予定であった超高速インターネット衛星（WINDS）及びその後の後継機衛星の利用では、ブロードバンドインターネットと地上波デジタル放送の再送信が同時に可能とされている。また、地上設備の工事期間が短くて済むと共に、山間部の100世帯以下の集落でも少ないコストで設置でき、更には地上系と比して災害時に強いといったメリットがある。</p> <p>過疎山間部や離島などラスト数パーセントのブロードバンド・ゼロ地域の基盤整備は超高速インターネット衛星を含む無線系の利用が有利なことを記すべきである。</p>	<p>本中間報告は、通信基盤としてのブロードバンドとの切り口から検討したものであるが、15ページにも、「放送難視聴地域の場合、インフラとしての光ファイバ網に対しては、地上デジタル放送導入後の難視聴対策にも利用できるものと期待されている。」と言及しているところ。</p> <p>なお、具体的には、どのような形で検討していくかも含め、別の場での議論に委ねられるものであり、具体的な進め方については今後の課題と認識。</p>
53	31		5	上杉 志朗	松山大学	<p>（原文） 「設備上の問題としては、特にRT局の場合、局舎狭隘のためADSLやFTTHを提供するための各種機器を設置する空間がない（コロケーションができない）場合、」</p> <p>「RT以外に各種機器を設置する方策を立てる、または、それを支援する施策を示してはどうか。」</p>	<p>RT以外に各種機器を設置する方策としては、（地方公共団体が整備したFTTHの利用が許されているのであるから、各種機器を設置する場所についても、）NTT施設以外の公的な施設、たとえば、公民館や集会所の利用が考えられよう。これは、NTTからすると、他社がこのような要求をしてくると、アクセス網の開放につながると考えるので強い反対が出てくるかもしれない。しかしながら商業性に乏しくNTT以外の参加者が期待できない過疎地域など条件不利地域においては、公的施設の使用をNTTに優先させることでインセンティブを供与するなど、地域を限定した優遇措置を講じられるようにしてはどうか。</p>	<p>43ページに記述があるとおり、適正な手続きを経た上で、電源も利用可能な公共施設内部の空間の一部を機器設置用スペースとして安価で貸与出来れば、事業者にとって有効なインセンティブになると考える。</p>
54	45		10	上杉 志朗	松山大学	<p>（原文） 「特に補助事業による整備の場合、利用目的に制限があったり事務が煩雑であること等が挙げられている17。」</p> <p>「17 総務省の調査結果による（平成16年7月）。なお、光ファイバ網の開放に関しては、総務省として、補助事業有効活用の観点から、地域イントラネット等における加入者系事業との同時実施、CATV事業者への開放を前とした整備の補助対象化等の措置を行ってきている。」</p> <p>利用目的による制限を解除すること、目的外使用を一定の期間を設けて推進することは重要である。煩雑な事務を簡素化するために、各総合通信局が調停機能を果たすようにすべきである。</p>	<p>事務が煩雑なる理由のひとつとして、地方公共団体の境界を越えて通信回線が構築されていることがある。そのような場合に国機関である総合通信局が各管轄内での市町村の境界を越えた場合の調停および、地域を超えた場合に管轄間で協調することが重要である。</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針案をまとめたものである。国の役割について、今後検討を進める予定。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
55	48		12	上杉 志朗	松山大学	<p>(原文) 「地域におけるブロードバンド基盤整備には、自主的・能動的な取り組みと地域間競争が必要であるが、そのためには人材の育成が特に重要である。具体的には、地方公共団体及び地域社会において、IT人材の育成に平素から努める必要があるとともに、例えば非営利団体や民間のIT専門家に業務委託することにより、ブロードバンドを利用する上で現実には発生するトラブルに対応できるサポート体制を市町村等に整備したり、ネットワークの保守管理等の業務を行うほか、地域におけるブロードバンド基盤整備の経験を有する地方公共団体、総合通信局、民間事業者、NPO、地域住民等をアドバイザーとしてリストアップし、地域からの要請に応じて適切な人材が経験やノウハウを提供できる体制を、主として都道府県レベルにおいて整備することも検討に値する。」</p> <p>地域情報化アドバイザーの役割は重要である。中でも各地域の総合通信局に求められる指導的役割は大きい。残念ながら、現在のところ、地方局の間でもデバインドが見られることから、他の管轄局との差異が目立つ場合は、人材交流によって先進地域の経験が後進地域において活用できるようにすべきである。</p> <p>また、NTTが認定する「ブロードバンド構築」ならびに「ブロードバンド維持保守」技術資格を創設して、業務委託が円滑に行われるようにすべきである。</p>	ブロードバンド・デバインドの対象になる地方におけるネットワークは、NTTが構築し、保守管理している場合が多い。したがって、NTTの技術に適合する「ブロードバンド構築」および「ブロードバンド維持保守」ができるような人材を育成することが手取り早いし、現実的である。そこで、NTTが認定する資格を有する人材が、NTTの上位ネットワークとの適合性を満たす地域のネットワークを運営することができるように、都道府県レベルにおける整備をおこなう。	今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針案をまとめたものである。また、本中間報告において特定事業者の認定資格について具体的に言及することは適切ではないが、それらも含め必要な人材を育成・確保することは重要である。
56	37		8	原 伸之	(株)シーテック	3つの方式が挙げられていますが、これにPFI方式を加える。	公設民営方式もありますが、事業そのものをPFIで公募したらどうか？ ただし、条件不利地域もありますので、民間事業者にとって、採算ベースに乗るVFM評価に工夫をすべきだと思います。	本中間報告においては、これまでの先進的な事例を整理しつつ紹介したものであるためPFI方式に係る記述はないが、今後の検討課題である。
57	48		12	原 伸之	(株)シーテック	条件不利地域では、1つの係で多くの部門の仕事を担当しているケースが一般的。そこで、この分野に精通している国の組織である総合通信局が中核となり、条件不利地域に積極的に参画して、早くPFI事業内容が評価できる知識・ノウハウを習得すべき。	現状、「地域ネットワーク整備」の必要性は認めながら、何から始めていいのかわからない。あるいは、知識がないために、進めようがないという担当者の声をしばしば耳にする。 このためには、国が推進している施策を最短で知らせかつ知識の底上げを図るべき。	総合通信局を含め、地域の関係者が平素から意見交換・情報交換を行うことは、大変重要と考えている。
58	38 ~ 47		9 11	種野 晴夫	イー・アクセス(株)	<p>現在、基盤法拡充によって受けているDSLの固定資産税の課税標準の圧縮（固定資産税の軽減）・法人税の特別償却について、平成18年5月以降も継続をお願いします。</p> <p>特に、DSLの固定資産税の課税標準の圧縮については、DSLAM装置だけでなく、設置工事費まで拡大していただけるよう要望いたします。</p>	この2つの税制優遇措置は事業者の特に初期投資負担を軽減することにより、広範囲なブロードバンド事業の基盤整備を可能にするものです。 弊社は通信ベンチャー企業であり、DSL事業開始当初は資金が少なくリースを利用したため当該支援措置を受けることができず、エリア拡大が難しい状況がありました。 本措置の継続・拡充はブロードバンド事業のエリア整備・拡大に大きく寄与するものであり、当社としては強く要望いたします。	国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。



意見 番号	ペ ジ	章 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
59	43		9	種野 晴夫	イー・アクセ ス㈱	地方公共団体の光ファイバの開放だけではなく、現在、 N T T 東西の指定電気通信設備である光ファイバの開放の 継続も要望します。	D S L 事業を行うにはメタル回線が収容されている N T T 東西のビルへコロケーションして弊社の設備を設置して いる。その際、N T T 東西のビル間を接続する方法とし て、現在は N T T 東西の光ファイバ（端末ファイバ及び中 継ファイバ）を利用しています。 光ファイバの開放は、N T T 東西が行う活用業務の認可 条件としても義務付けられています。 D S L の爆発的な普及も、このように競争促進政策に よって支えられているところが大きいです。 今後もブロードバンド事業を一層普及拡大に努めたいの で、継続を強く要望いたします。	国としての整備方策のあり方等につ いては、最終報告に向けて検討を進めて いく予定。
60	31		5	孫 正義	ソフトバンク B B ㈱	事業者のある地域に対するサービス未提供の原因として、県内バック ボーン回線がない、または不足しているという設備上の問題があげ られています。 接続事業者が ADSL や FTTH サービスを提供する場合、NTT 東西の中継 ダークファイバを借用してバックボーンを構築するケースが多くあり ますが、借用できない場合の解決手段としては WDM 導入によって少な い光ファイバを活用する、もしくは 地方自治体等が設置した光ファ イバを使う方法が考えられます。 WDM を導入する場合には、WDM の装置を購入し、設置工事を行うため の追加的費用が必要になります。 また、地方自治体等の光ファイバを利用する場合は、光ファイバは NTT 局舎に入線していないため、県内バックボーン回線として利用するた めには、ケーブルの敷設と NTT 局舎への引き込み工事が必要となり、多 大な時間と費用がかかります。 このため地方自治体と事業者、および事業者間の費用負担、及びどう 道、管路、電柱利用に関するルールの検討が必要であると考えます。 *他に44ページ 章 10項も関連箇所	現在、地方自治体が行っている RT 局のコロケーションス ペースの拡張に対する助成等に比べて、県内バックボーン の整備の為に、多大な費用が必要となる等、従来の補助 金の枠組みでは解決が難しいことも考えられるため。	国としての整備方策のあり方等につ いては、最終報告に向けて検討を進めて いく予定。
61	43		9	孫 正義	ソフトバンク B B ㈱	後段については、次のような表現が望ましいと考えま す。 「こうした場合、特に RT 局内で顕著であるが、適正な手続 きを経て、RT 局隣接スペースを安価で貸与できれば、事業 者にとって有効なインセンティブとなる。また、電源容量 の増大について、適正な費用負担のルールが国によって定 められれば、事業者にとって有効なインセンティブとな る。」 なお、報告書案では、「収容局舎が狭隘である場合に、必 要な電力容量を確保できないことがある」と読めますが、 収容局舎が狭隘でなくても必要な電力容量を確保できな いことがあります。	事業者が A D S L サービスや F T T H サービスを提供す るためには、N T T ビルにコロケーションすることが必要 であり、N T T ビルから離れた公的施設内部の空間を利用 することはできません。	いただいたご意見を踏まえ、下記のと おり修正する。 4 3 ページ「機器を設置する空間及 び電源容量が必要となるが、事業者自 身で機器設置スペースが確保できない 場合（特に R T 局等の狭隘な局舎の場 合に多く見られる）や、必要な電源容 量を確保できない場合がある。こうし た場合・・・」

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
62	26 ～ 30		1 ～ 4	赤嶺		<p>整備目標の明確化：戦略・整備計画の策定            現実には、(1)ブロードバンドサービスを提供する主体、(2)基盤整備のためのイニシャルコスト、(3)サービスを維持するランニングコストが必要であり、それが明確にならないとどのような計画も絵に描いた餅にしかならない。            つまり、不採算部分を住民が負担するのか企業が負担するのか、それとも行政が負担するのかを明確にする必要がある。</p> <p>推進体制の整備・啓発活動の推進            いくら推進協議会を設置しても、上記(1)(2)(3)が解決しない限り、絵に描いた餅にしかならない。場合によっては、企業をいじめる場でしかなくなる。</p>		どのようなメディアを、どのような負担で整備するかは、その地域のネットワークリソースや財政事情、事業者の存否等の諸事情により左右されるため、地域の自主的な取組みを促しているものである。
63	34		6	赤嶺		<p>ウェブサイトを通じての需要見込みについて、条件不利地域ではあまり利用することができず、後にウェブを活用する場合、ウェブ利用者だけの意見が反映されてしまう危険性がある。特に今回はデジタルデバイドの問題なのでウェブでアンケート調査するのはおかしい。</p>		34ページに記述されているとおり、アンケート調査の実施方法は様々であり、ウェブサイトを通じて調査を行う方法のみに限定することは想定していない。
64	35		6	佐藤 千明	(株)長野県協同電算	<p>光ファイバ網を活用したFTTHをテレビ放送の再送信受信に活用したいという要望を念頭に置いて地域情報化計画を策定せよ、との提案には賛成であるが、FTTHをテレビ受信にどう活用するか、できるのかについて、継続して、より突っ込んだ議論が必要かと思えます。            ブロードバンド通信のために敷設したFTTH回線をテレビ受信に活用するには、以下の3通りがあるので、各地域が最も投資効果の高い方式を選択できるような制度確立の検討をお願いしたい。            データ通信用の芯線と放送用の芯線を別々にする。(実績あり)            データ通信用の帯域と放送用の帯域を別々にして、同一芯線上で伝送する。(計画あり)            一芯のFTTH回線の2層上で、データ通信と放送のアプリケーションを混在して伝送する。放送データをIP化して伝送する技術はほぼ完成している。(新方式で、今後の課題)</p>	<p>既存電話回線を利用したDSLサービスは、回線新規敷設の必要がなく比較的安価な投資でブロードバンド環境を構築できるが、FTTHでの整備では、戸あたり10万円から数十万円の光回線敷設コストが発生するため、投資効果を最大限生かすためにも、高速インターネットだけでなく、電話や域内告知放送やテレビ受信にもその光回線を有効活用できる仕組みにすべきである。            SS方式などで光の大容量通信能力をうまく生かせれば家庭まで100メガや1ギガの高速IP通信網を構築することができるので、高速インターネットや、VoIPによる電話、IPブロードキャスト通信による域内告知放送サービスは勿論のこと、テレビ放送の受信に必要な伝送容量もそのFTTHで確保できてしまう。            10年単位での将来の情報化を鑑みたと、家庭までのFTTHといった投資額に見合う活用方法としてのテレビ放送データのIP通信化に関して、国民・利用者の視点に立った政策推進が求められてくる。特にテレビ難視聴エリアの住民にとって、ブロードバンド通信環境があるならばそれを活用してテレビ視聴したいとの強い願いがあることを考慮していただきたい。</p>	<p>本中間報告は、通信基盤としてのブロードバンドとの切り口から検討したものであるが、15ページにも、「放送難視聴地域の場合、インフラとしての光ファイバ網に対しては、地上デジタル放送導入後の難視聴対策にも利用できるものと期待されている。」と言及しているところ。            なお、具体的には、どのような形で検討していくかも含め、別の場での議論に委ねられるものであり、具体的な進め方については今後の課題と認識。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
65	26		2	小野 尚久	NPO法人 凧ネット	<p>過疎地域集落における迅速・安価・柔軟性に優れた緊急整備の一手法として、集落内にDSL集約装置（DSLAM）を設置し、既設の電話加入者線（メタル線）を活用して、集落内DSL網を整備する方法を紹介する。</p> <p>私どもは愛媛県（旧）五十崎町（ ）で実施中の「情報通信技術実験プロジェクト」において、この手法を実証し良好な結果を得ている。（ 2005年1月1日付で合併により内子町）</p> <p>集落内にDSLAMを置き、メタル線で加入者宅とVDSLで接続、DSLAMとインターネットの接続にはFWAを使用している。集落内のメタル線路長は最大1km程度であり、VDSLで数十Mbps程度のリンク速度が実現できている。</p> <p>集落内DSLAMとインターネット間を光ファイバで接続すれば、網の構成は都市部で普及しているFTTHの一形態に匹敵する。つまり、集落内DSL網は都市部で一般的な「マンションまで光ファイバ、マンション内はVDSLで配線」する構成において、「マンション」を「集落」に置換えたものと同等である。</p> <p>すなわち本方法により、地域において都市部のFTTHと遜色ないブロードバンド基盤を構築できる。また後にメタル加入者線部を光化すれば、完全なFTTHへの移行も非常に容易である。</p> <p>コストに関しては、特に加入者宅内モデムは都市部で大量に販売されているため安価であり、更に加入者宅の工事が不要であることから、DSL方式は非常に優れている。また、電話加入者線はほぼ日本全国に敷設されているため、迅速に網を構築することが可能である。DSLAM等の設備設置場所としては、公民館や集会所など地域の既存施設の活用が望ましい。</p> <p>なお、本方法の実現には、電話局外でドライカッパーを接続するための制度整備が必要である。コロケーション等複雑な課題が予想されるが、早期実現のためには過疎地域に限定した実施等の推進政策が望まれる。</p>	<p>BB基盤が整備されない期間が長くなるほど、BB利用能力の格差が開いていく。まずは早急に基盤整備を進めることが先決である。その一手法として、今回実験に供した集落内DSL網が構築速度、コスト、FTTHへの移行性に優れているとの知見を得たので、紹介する。</p>	<p>43ページに記述があるとおり、適正な手続きを経た上で、電源も利用可能な公共施設内部の空間の一部を機器設置用スペースとして安価で貸与出来れば、事業者にとって有効なインセンティブになると考える。</p> <p>また、いただいたご意見のような整備事例は非常に参考になると思われるので、多くの地域の関係者との間で共有されることを期待したい。</p>
66	37		8	小野 尚久	NPO法人 凧ネット	<p>愛媛県旧五十崎町（ ）で実施中の情報通信技術実験プロジェクトでは、私どもNPO法人がその実施主体となり、地域住民の援助を得てブロードバンド基盤実験設備の構築を行った。（ 2005年1月1日付で合併により内子町）</p> <p>当NPO法人の構成員は、そのほとんどが他の職業を有する地域住民である。</p> <p>この例のように民間の設備投資が進まない条件不利地では、このようなIT知識と地域振興の志がある地域住民が主体となり、行政などの支援を受けながらブロードバンド基盤を整えるという協同組合的手法が考えられる。（類似例として、有志により学校内にLANを構築するネットデイの活動などがある。http://www.netday.gr.jp/）</p> <p>これは従来、集落単位でテレビ共聴アンテナを設置し、維持管理したのと同様のシステムである。整備・運用スキームには、このような地域住民による形態も考え得る。</p> <p>しかし、共聴アンテナと異なり、ブロードバンド基盤には電気通信事業法の適用や高度な専門知識が要求される。五十崎町の実験に関しても、産官学の支援により法律上の手続きやシステム設計がなされた。すなわち、このような形態での基盤整備には、法的手続き、システム設計技術、機器設置技術、保守管理技術等に関する専門的な支援体制が不可欠である。</p> <p>整備スキームの一形態とその課題として、このような事例が参考となれば幸いである。</p>	<p>条件不利地において民間の投資が望めない場合、NPO法人や協同組合的な地域住民の活動による整備が有効である。</p>	<p>いただいたご意見のような整備事例は非常に参考になると思われるので、多くの地域の関係者との間で共有されることを期待したい。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
67	36		7	早坂 栄二	東北電力㈱	今後、整備を図る地方公共団体は、個別の国の支援措置だけでなく、各省庁の支援措置を組み合わせることによって、整備範囲の拡大などを図っていくことも追記すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド基盤整備に関しては、参考7にある支援策の他にも、各省庁によって多くの支援策があり、これまでに、それぞれ有効に活用されてきた。</li> <li>・しかしながら、これまでは個別の支援措置での適用が多かったため、地方公共団体が要望する整備範囲すべてをカバーすることが難しく、部分的な整備にとどまるケースもあった。</li> <li>・特に、整備が遅れている地域では、早期に広範囲なネットワークの整備が必要となるため、単独での国の支援措置ではなく、それらを有効に組み合わせることで適用を図っていくことも考慮すべきである。</li> <li>・そのためには、地方公共団体の部署間のより一層の連携強化、国の支援措置における制約条件の緩和等の検討も考慮すべきである。</li> </ul>	<p>いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>36ページ「・・・、総合通信局等の国の地方支分部局を通じて確認するとともに、適切な場合にはその適用（複数の支援策の組合せを含む）を申請する。」</p>
68	43		9	早坂 栄二	東北電力㈱	今後、基盤整備を行う地域の地方公共団体は、その需要の創出・取りまとめに注力すべきであり、アプリケーションの導入・開発や、地域住民のリテラシー向上などの施策を積極的に進めることを、より強調（別項番など）すべきではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンドの需要の創出、取りまとめを行うことは、事業者がサービス開始を決定する際の大きなインセンティブとなるため、今後基盤整備を図る地域の地方公共団体は、そのための施策を積極的に推進すべきである。</li> <li>・具体的な施策としては、ブロードバンド利用に関するアプリケーションの導入・開発や、地域住民のリテラシー向上などが考えられる。</li> <li>・医療、福祉、教育、地域サービスなどのアプリケーションによる需要の創出・取りまとめは、第 3 章にあるように、大きな経済効果をもたらすことから、その導入・開発は、非常に重要な施策になるものと思われる。</li> <li>・また、都市部と比べて高齢化が進んでいる周辺部などでは、啓発や研修などによる住民のリテラシー向上が、需要の創出のための重要な施策となるものと思われる。</li> <li>・従って、地方公共団体は、初期投資や空間、バックボーンの確保などの支援策と並び、アプリケーションの導入・開発や地域住民のリテラシー向上などによるブロードバンド需要の創出・取りまとめにも、より積極的に取り組むべきである。</li> <li>・なお、アプリケーションの導入・開発コストを抑制するために、先行導入アプリケーションの有効活用や他の地方公共団体との共同開発、共同利用（ASP）なども有効であると思われる。</li> </ul>	<p>47ページにも記述があるとおり、ブロードバンドの継続的利用の促進のために、アプリケーションの検討等を行うことが有効であると考えている。</p>
69	34		6	吉田 真也	KDDI㈱	ブロードバンドを用いたサービスの種類は事業者毎に多様になってきており、ユーザとしては個々の要望に応じたサービスを選択できないということも一つの情報格差となりうる。 このため需要の少ない地域においても極力事業者間の競争が進展するような方策が検討されるべきであり、そのための事業者間での設備の効率的な利用・共用などについて検討されるべきである。 そのような、需要の少ない地域における競争政策についてもこれを極力推進すべき方針が、利用者ニーズの把握の観点から、本指針に盛り込まれるべきである。	<p>需要の少ないエリアについて競争が成立しにくい点は事実であるが、ユーザ利益を考慮すると、そのような地域でもできるだけ競争が進展する方法が模索されてしかるべきである。</p> <p>現在のFTTH では、加入者系の設備を単独の事業者が占有して利用する形態になっており、多くのユーザを集めないし採算上問題がある設備構造になっている場合が多い。しかし技術的には複数の事業者で設備を共用することも可能であり、設備の有効活用の検討を加えることで、複数の事業者による競争が可能となる地域も多く存在すると思われる。</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであるが、国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
70	43		9	吉田 真也	KDDI(株)	上記項目ではランニングコストについての公的支援は不要とされているが、民間事業者に対するランニングコスト支援策も事業者がサービスを開始するための大きなインセンティブとして非常に有効である。 P28で示された『ランニングコストの負担のあり方や軽減方法等』を考慮し、その一環としてランニングコストの支援策についても検討されるべきである。	FTTHサービスを開始するにあたっては、コロケーション費用等ユーザ数が少ない場合にも発生するランニングコストの影響が大きく、需要の小さい地域ではランニングで赤字になるケースが想定される。 このランニングの赤字リスクを解消することが、参入障壁を大幅に下げ、地域間格差の少ない地域でも競争が進展するものと考えられる。	今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針をまとめたものであるが、国としての整備方策のあり方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。
71	28		3	石橋啓一郎 公文俊平 倉谷光一 國領二郎 佐々木豊 鈴木聡明 坪田知巳 丸田一 美馬正司	CANフォーラム	予算確保の検討の必要性を明記すべき	本報告ではブロードバンド基盤整備推進のための具体的整備計画の策定の必要性が謳われており、資金計画についても作成することが望ましいとされています。本報告では必要な費用を算定するよう述べるにとどめられていますが、予算措置についても具体的に検討するよう明記すべきだと考えます。地域が独自に財源を確保する手法の例について紹介すべきです。例えば、原町市では通信インフラ整備の費用を市民債で調達しており、大変うまくいっています。 財源については国が支援すべきとの考え方もありますが、地域の自発性を削いでしまう可能性もありますし、どのような形でその財源を確保するかについても合意が必要であり、そのような方法を探るとすれば今後深い検討が必要となります。また、国は通信インフラ整備を目的とする地方債発行については地方債発行許可指針を緩めるなどの措置も考慮すべきです。	いただいたご意見のとおり、予算の確保は大変重要なことであると認識しており、25ページ及び49ページの一般的事務フロー図の中に、予算確保という言葉盛り込んでいる。
72	26		2	西尾 裕一郎	ジェイサット(株)	四角で囲まれた部分の最後の文章について、例えば以下のように修正頂くことを要望致します。 (修正文章案) なお、ブロードバンドが全く利用できない地域においては、「ブロードバンド・ゼロ地域」からの早期脱出のため、ADSL、FWA、衛星回線等を迅速・安価・柔軟に緊急整備するとの選択肢もある。	衛星回線はブロードバンド・ゼロ地域からの早期脱出の解決策の一つであると考えられ、「はじめに」の注釈4における記述と同様に、「衛星回線」を明記して頂きたいと考えます。	一般利用者向けに提供されている代表的なサービスを例示している。
73	44		10	佐藤 精一郎	山北町長	地方公共団体の自己設置光ファイバー網の開放と有るが、国や一部事業者の敷設済み光ファイバ網の開放を考慮されたい。	1. 当町を東西に横断している国道246号線には国土交通省所管の光ファイバーが敷設済みであり、空き芯開放を国として考慮するならば、すでにあるものの開放を優先されたい。 2. 当町の水力発電所取水口等管理のため酒匂川最上流部まで、東京電力の光ファイバー網が敷設済みである。東京電力は関連会社にテプコ光を持ち、財産区分如何によってはすでに当町に光ファイバー網が敷設された状態であるといえる。空き芯開放の有効利用として積極的利用が図られるよう検討されたい。	いただいたご意見を踏まえ、下記のとおり修正する。 28ページ「・加入者網整備・サービス誘致のための事業者との協議(以下5.参照、民間通信事業者・国・地方公共団体等が保有する光ファイバ網等の既存ネットワークインフラの利活用、利用者ニーズ調査(以下6.参照)等)、「・」

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
74	37		8	清水 章太郎	シスコシステムズ株	<p>政府の主導のもと、e-Japan戦略IIとしてブロードバンド環境の利活用をさらに推進していくことが確認されており、またu-Japan政策として2010年までに全国民がブロードバンドへアクセスできるよう基盤整備を進めることが骨子の中に盛り込まれています。</p> <p>その観点からも国民にとってブロードバンド環境が利用できることは同一の権利であると同時に、ブロードバンド基盤自身がライフラインの一つとして認定されたことに他なりません。</p> <p>ブロードバンド基盤整備における民間主導原則からも、フェアな競争をベースにより良いサービスの提供が実現されることが最良と考えるが、市場原理にそぐわず採算性の低いルール地域へのサポートが問題となることも事実であります。</p> <p>本、指針案においてはV章の整備・運用スキームにおいても下記のように記述されております。</p> <p>3) 公設公営方式 コラム5, 6参照</p> <p>不採算のため民間サービスの提供が期待できない地域において、国の補助金を活用する等して市町村が地域公共ネットワークとともに加入者宅までの光ファイバ網等を整備したり、CATV 網を利用したケーブルインターネット・サービスを自ら電気通信事業者となって提供する場合がある</p> <p>現実にはこのような地域にこそ、ライフラインとしての基盤整備が重要となりさらには、その基盤を利活用したサービスの提供が重要と考えます。</p> <p>地方公共団体への指針と理解しておりますが、政策としてブロードバンド基盤の整備を挙げ、国際競争力を強化してきた今、いかに国のサポート得て具体的にルール地域のブロードバンド基盤整備を可能にしていけるかと言った提案・発言などを盛り込んでいただければ幸いです。</p>	<p>民間主導の原理から外れる不採算地域こそ、ブロードバンド基盤の真の力を発揮できる場所と考えられるため。</p>	<p>今回の報告書は、地方公共団体向けに地域のブロードバンド基盤整備に関する指針案をまとめたものであり、国としての整備支援方策の在り方等については、最終報告に向けて検討を進めていく予定。</p>
75	26		2	大野 秀明	テレコムサービス協会	<p>ブロードバンド・ゼロ地域において早急にブロードバンド・サービスの提供を開始するうえで地域の実情や整備コストを踏まえたメディアの選択が必要であるが、指針案では選択肢を現行のADSLとFTTHを軸にした高速通信への(段階的)移行を想定しての目標設定を求めている。</p> <p>しかしながら、地域加入者系の整備対称メディアをADSL(ドライカッパー)とFTTHを機軸にした整備を推奨することは、現在の地域加入者におけるNTTグループの独占的地位を温存することになるばかりか、技術革新により通信線に転用可能となった膨大な社会資本を活用せず死蔵することとなり、結果として社会的コストの増加させ、そのつけを利用者・国民に負担させることにつながりかねない。</p> <p>そこで現在すでに実用レベルに達し、来年以降、加入者系において商用サービス解禁が見込まれる高速電力線通信(PLC)について、既存社会資本の有効活用の面からも地域通信網の高速化を担うメディアの選択肢として新たに加えるべきと考えます。</p>	<p>政府目標である100Mbps超の超高速通信時代の本格的到来を念頭に置いた地域通信網を整備するとき、家庭向けに敷設された既存の電力線も利用可能となる高速電力線通信(PLC)は、既にFTTHの実効スループットに対し遜色のない実用レベルに達しており、商用サービスの提供に向けた制度の見直しを待たずなっていること。</p> <p>企業、一般家庭向けを問わず日本の津々浦々まで張り巡らされた電力線の一部を加入者アクセス通信線に転用できることは、民間の通信事業者が自営のままでは加入者系の整備に及び腰であったブロードバンド・ゼロ地域であっても、電力線という既存の膨大な社会資本を有効活用することで、より低廉なコストで高速通信インフラの整備を行なえる可能性が極めて高いこと。</p> <p>加えて、光ファイバの高速・大容量・高信頼性の基幹網に、高速電力線通信(PLC)の加入者系を組み合わせることで、高品質の加入者系インフラの構築が可能となり、家庭内でのアクセスも低廉なコストで導入できる可能性が高いこと。</p> <p>また、今なお極めて独占性の強いNTTのブロードバンド地域通信網(ドライカッパーやダークファイバ)に依存しないことから、その機能を十分に代替できる第2の加入者系通信線として通信事業者にも利用できるよう制度の見直しを行なうことで、地域通信網における公正な競争環境の整備に資することができること。</p> <p>さらに、本指針案が掲げる克服すべき最重要課題である地理的デバイドの解消に向け米国FCCは電力線ブロードバンド(BPL)の商用化ルールを発表し、高速電力線通信(PLC)を地理的なデジタルデバイドの解消の有効な手段として活用し始めていること。</p>	<p>PLCについては、将来的には有望な技術ではあると認識しているが、その漏れ電波による無線通信への影響が懸念されることから実用上の問題の有無などについては別途議論が行われるものと承知しており、議論の推移を見守りたい。</p>

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
76	37 38		8 9	大野 秀明	テレコムサービス協会	<p>・地方公共団体や第三セクターが運営までも行なう「公設公営方式」による整備・運用は、採算面で事業者による自主整備が極めて困難である島嶼・離島地域に限定すべきであること。</p> <p>・ブロードバンド・サービスを都市部など高密度の需要地域と同様に、地方・農村部など低需要地域において提供を促す方策として、民間事業者の知恵を活かしながら提供サービスの硬直化も避ける目的から、「民設民営方式」あるいは「公設民営方式」の採用を推奨することを明記すること。</p>	<p>地理的なデジタル・デバイドの解消は、通信事業者間の競争によるエリア拡大にのみ頼るのは困難であるとの指摘があるが、これはサービスの継続的な提供を可能ならしめるような支援措置があまり行なわれて来なかったことによるところが大きいこと。</p> <p>補助金など「整備」面での支援措置によってインフラ整備の費用が軽減されたとしても、民間の事業者が継続してサービスを提供していくには、継続的利用の促進と需要喚起を目的とした「運用」面からの支援措置のほうが需要規模の小さい地域での事業運営では、より大きな効果が得られること。</p> <p>本指針に基づくブロードバンド基盤整備において地方公共団体が果たすべき役割は、民業圧迫となることのないよう通信事業者が行なうサービス提供に対する補完的・促進的役割にとどめるべきであること。</p>	37ページに記述があるとおり、まずは民間のノウハウを活用することが重要であることから、民設民営方式が原則であると考えている。
77	37 38		8 9	大野 秀明	テレコムサービス協会	<p>・「民設民営」、「公設民営」方式のいずれの場合であっても、まず現有の自治体ネットワークの有効活用を考えることから始め、ブロードバンド・サービスの提供を計画する通信事業者に対して、低廉な料金で貸し出すことから始めること。</p> <p>・その貸し出しにあたっては、自治体ネットワークが高い自由度で利用できるなど効率的な事業運営への支援が結果として民間事業者のサービスの質的向上に対するインセンティブ高揚と利用者料金への還元につながるような支援方策についても検討することを要望いたします。</p>	<p>地理的なデジタル・デバイドの解消は、通信事業者間の競争によるエリア拡大にのみ頼るのは困難であるとの指摘があるが、これはサービスの継続的な提供を可能ならしめるような支援措置があまり行なわれて来なかったことによるところが大きいこと。</p> <p>補助金など「整備」面での支援措置によってインフラ整備の費用が軽減されたとしても、民間の事業者が継続してサービスを提供していくには、継続的利用の促進と需要喚起を目的とした「運用」面からの支援措置のほうが需要規模の小さい地域での事業運営では、より大きな効果が得られること。</p> <p>本指針に基づくブロードバンド基盤整備において地方公共団体が果たすべき役割は、民業圧迫となることのないよう通信事業者が行なうサービス提供に対する補完的・促進的役割にとどめるべきであること。</p>	44ページ以降に記述があるとおり、民間事業者がブロードバンド基盤整備を進めていく上で、地方公共団体が自己設置する光ファイバ網を活用することは、効率的な基盤整備に資するものと考えている。
78	37 38		8 9	大野 秀明	テレコムサービス協会	<p>運営面での支援が、事業収支の不透明さを招き経営の透明性を削ぐことになっておらず、補助金が有効に活用されていることを、利用者や納税者に対する説明責任として果たすことを公的支援では求められることから、補助金を受けて運営する民間事業者に対して該当サービスの運営収支について原則公開することを課すこと。</p>	<p>地理的なデジタル・デバイドの解消は、通信事業者間の競争によるエリア拡大にのみ頼るのは困難であるとの指摘があるが、これはサービスの継続的な提供を可能ならしめるような支援措置があまり行なわれて来なかったことによるところが大きいこと。</p> <p>補助金など「整備」面での支援措置によってインフラ整備の費用が軽減されたとしても、民間の事業者が継続してサービスを提供していくには、継続的利用の促進と需要喚起を目的とした「運用」面からの支援措置のほうが需要規模の小さい地域での事業運営では、より大きな効果が得られること。</p> <p>本指針に基づくブロードバンド基盤整備において地方公共団体が果たすべき役割は、民業圧迫となることのないよう通信事業者が行なうサービス提供に対する補完的・促進的役割にとどめるべきであること。</p>	実際には運営面（ランニングコスト）の支援を行った事例がなく、また、事業者等からのヒアリングによるものだが、ランニングコストについては、加入者数がある程度継続的に確保されていれば、初期投資の負担に比較すると費用は少なくすむと考えている。

意見番号	ページ	章番号	項番号	氏名	所属団体名又は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
79	44		10	大野 秀明	テレコムサービス協会	<p>通信事業者としては、自治体が設置した光ファイバ網の開放はもちろんのこと、既に設置した加入者宅につながるDSL網やCATV網を合わせて開放することについても検討していただくことを要望します。</p>	<p>地方公共団体が自ら整備した光ファイバ網の多くは、学校や図書館、役場など公共施設間を結ぶことを目的に設計されている場合が多く、一般利用者への商用サービスの提供を前提に構築されているわけではないので、アクセスポイントの設置などがされていないなど加入者系が脆弱で、サービス設計の自由度が低い場合が多いこと。</p> <p>脆弱な加入者系の問題を克服する手段として高速電力線通信（PLC）の解禁が望まれるところであるが、制度の見直しにはなお時間がかかる見通しであることから、自治体が既に整備しているDSL網やケーブルTV網をそのつなぎとして活用することが社会資本の有効活用の面からも適切であると考えられること。</p> <p>CATV網の加入者系アクセス方式について、とりわけPONの規格採用については最新かつ汎用性が高いものを事業者の意思で柔軟に採用できるように見直すことでインフラ構築のコスト低減が図れ、結果としてサービスエリアの展開速度を速めることができること。</p>	<p>効率的なブロードバンド基盤の整備を進める上で、光ファイバ網に限らず、既存の設備を有効活用（開放）することは非常に有効であると考えているが、今回の報告書では、光ファイバ網は特にブロードバンド基盤の中核をなすということで明記したものである。</p>
80	44		10	大野 秀明	テレコムサービス協会	<p>CATV網の加入者系アクセス方式についてはより効率的な事業運営が可能となるよう規格採用の自由度を高めるなどの見直しを早急に行っていただくことを強く要望します。</p>	<p>地方公共団体が自ら整備した光ファイバ網の多くは、学校や図書館、役場など公共施設間を結ぶことを目的に設計されている場合が多く、一般利用者への商用サービスの提供を前提に構築されているわけではないので、アクセスポイントの設置などがされていないなど加入者系が脆弱で、サービス設計の自由度が低い場合が多いこと。</p> <p>脆弱な加入者系の問題を克服する手段として高速電力線通信（PLC）の解禁が望まれるところであるが、制度の見直しにはなお時間がかかる見通しであることから、自治体が既に整備しているDSL網やケーブルTV網をそのつなぎとして活用することが社会資本の有効活用の面からも適切であると考えられること。</p> <p>CATV網の加入者系アクセス方式について、とりわけPONの規格採用については最新かつ汎用性が高いものを事業者の意思で柔軟に採用できるように見直すことでインフラ構築のコスト低減が図れ、結果としてサービスエリアの展開速度を速めることができること。</p>	<p>本中間報告は、ブロードバンドの通信基盤としての切り口から検討したものであり、ご指摘の要望については別の場での議論に委ねたい。</p>
81	45		10	中島 郁	松山市	<p>2) 開放の必要性和克服すべき課題 の6行目          しかしながら、現状では開放が進んでいるとは言えない状況にある。その理由として、…に「採算までの加入者数獲得に時間を要する可能性がある等、民間事業者の事業運営上の問題が懸念されること。」を加える。</p>	<p>不採算地域でこそブロードバンドゼロ地域が顕著になるが、そういう地域においては開放を求める事業者は皆無に近い。そのため、市町村自ら通信事業者となる場合がある。しかし、地方財政における運営や維持管理費にかけられる予算は限られており、開放が進まないどころかデバインド自体の拡大になってきている。むしろ、不採算地域でサービスを提供する市町村を含む事業者の負担をいかに軽減するかについての検討が求められている。</p>	<p>採算までの加入者数確保については、34ページに記述があるとおり、利用者のニーズの把握が大変重要と考えている。ご指摘の箇所については、あくまで開放の際の阻害要因について列挙したものである。</p>
その他参考資料等に関するご意見								



意見 番号	ペジ 番号	項 番号	氏名	所属団体名又 は会社名	ご意見等	理由	本研究会の考え方
82	参考 資料 2		片瀬 和子	(財)未来工 学研究所	<p>残念なことに、ブロードバンドサービスの普及状況率は、「サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村」も含めて算出されています。</p> <p>「サービスが少なくともその地域の一部で提供されている市町村＝ブロードバンドゼロ地域が含まれている市町村」と捉え、ブロードバンドサービス未提供エリアにおけるブロードバンドサービスの提供基盤整備のあり方を、より正確なデータに基づいて検討すべきではないでしょうか。</p> <p>欧州の地方都市や田園地帯においても、地元自治体は、「民間の大手通信事業者がサービスをすでに提供している中心市街地だけでなく、非市街地のブロードバンド環境をどのように整えるべきか」検討を重ねています。その結果、(1) 地元の電力会社とパートナーシップを組んで資金提供を受け、共同でインフラ整備する、(2) 地域のバックボーンは地方公共団体主体、ラストワンマイル部分は民間の通信事業者とつたように官民が役割分担するなど、創意工夫しながら、人口非集積地域のブロードバンド環境整備を進めています。依然として取り残されているエリアもあり、解決策を模索している国もみられます。</p> <p>また、ブロードバンドゼロ地域には、工場や商店、各種事務所等産業活動が営まれている施設も立地しています。地域のブロードバンドユーザは、個人の家庭だけに留まりません。これらの産業施設で、ダイヤルアップから脱却し、高額な専用線サービスに頼らず、より低価格でブロードバンドサービスを利用できるようにすることも、ブロードバンドサービスの有効利用を促進し、地域の産業活動の活性化に貢献するものと思われます。</p> <p>民間の通信事業者等がADSLやFTTH等のブロードバンドサービスを提供していないエリアの状況をより正確に把握した上で、未提供エリアの人々が、利活用の青写真を描きつつ地域の特性（住民層、産業構造、地形、気象条件も含めて）に見合った手法を選定して最適なブロードバンド環境を整備できるよう、ブロードバンドサービスゼロ地域脱出の道筋を検討していただきたいと思えます。</p>	<p>ADSLやFTTH等のブロードバンドサービスは、同一市町村内でも、中心市街地のみがサービス提供エリアとなっているケースが少なくありません。人口集積の少ない縁辺部の農山漁村地域には、アナログ電話やISDNでインターネットにアクセスせざるを得ないエリアがあります。</p> <p>このような未提供エリアが残っている市町村をブロードバンドブロードサービス提供地域にカウントすることは、わが国のブロードバンド過疎地域の現状を正確に示しているとは言えません。より正確な現状把握に基づく方策の検討が必要ではないかと思えます。</p>	<p>同一市町村域内のデジタル・デバイドについては19ページに記述しているが、域内デジタル・デバイドについて、今後どのように集計・把握すればよいか、最終報告に向けて検討が必要であると考えている。</p>
83	参考 資料 3		赤嶺		<p>FTTHやADSL、FWA等の整備・運用費用に関する資料を充実してほしい。例えば、「NPO法人にんじんネット (<a href="http://www.ninjin-net.com/index.html">http://www.ninjin-net.com/index.html</a>)」のように低予算でFWAのサービスを提供している団体の情報も欲しい。</p>		<p>整備コストに関する事例は、参考資料3に掲載しているので参考にされたい。</p>